

平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日

平成 2 7 年 第 4 回 和 東 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

平成 2 7 年 第 4 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 (第 2 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 7 年 1 2 月 1 8 日 (金)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 3 時 4 6 分

出 席 議 員 (1 0 名)

1 番	竹 内	き み 代	2 番	藤 井	清 隆
3 番	村 山	一 彦	4 番	吉 田	哲 也
5 番	井 上	武 津 男	6 番	岡 田	泰 正
7 番	岡 本	正 意	8 番	小 西	啓
9 番	岡 田	勇	1 0 番	畑	武 志

欠 席 議 員 (0 名)

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 岡 西 純 次

書 記 増 田 加 代

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	中嶋浩喜
地方創生担当課長	草水清美
会計管理者兼会計課長	山本千代美
税住民課長	中嶋修
福祉課長	岡田博之
建設事業課長	東本繁和
農村振興課長	北淳司
人権啓発課長	井上順三
国保診療所事務長	久保順一
地域力推進課長	古田良明
農村振興課主幹	馬場正実
建設事業課主幹	竹谷正則

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	7番 岡本正意
	8番 小西啓

議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第53号 平成27年度和東町一般会計補正予算（第4号）
議案第54号 平成27年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第55号 平成27年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第56号 平成27年度和東町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 3 議案第58号 和東町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 4 議案第62号 和東山の家耐震何増改修に伴う暖房機器購入契約の締結について
- 日程第 5 同意第 5号 和東町有財産管理委員会委員の委嘱について
- 日程第 6 発議第 8号 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫費負担軽減調整措置の廃止を求める意見書
- 日程第 7 発議第 9号 マイナンバー制度の運用中止を求める意見書
- 日程第 8 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。

本日はご苦勞さまでございます。

ただいまから、平成 2 7 年和東町議会第 4 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、7 番、岡本正意議員、8 番、小西 啓議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第 2、議案第 5 3 号 平成 2 7 年度和東町一般会計補正予算（第 4 号）、議案第 5 4 号 平成 2 7 年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）、議案第 5 5 号 平成 2 7 年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 5 6 号 平成 2 7 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）、以上 4 件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 5 3 号から議案第 5 6 号の提案理由を申し上げます。

議案第 5 3 号 平成 2 7 年度和東町一般会計補正予算（第 4 号）は、地域活性化・

地域住民生活等緊急支援交付金事業、「お茶の京都」市町村支援事業、

国保基盤安定等繰出金、路線バス運行維持補助金並びに町営住宅建設

事業に係る債務負担行為の設定において

議案第 5 4 号 平成 2 7 年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、

事業勘定に係る療養給付費並びに高額療養費等において

直営診療施設勘定においては、患者数の増加に伴う医薬材料費並びに臨床検査委託料等において

議案第55号 平成27年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、統合簡易水道整備事業並びに町営住宅建替工事に伴う水道管布設替工事の減額において

議案第56号 平成27年度和束町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、介護予防、住宅改修費並びに組合総合相談事業において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

おはようございます。

それでは、議案第53号のご説明を申し上げます。

議案第53号

平成27年度和束町一般会計補正予算（第4号）

平成27年度和束町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,190万円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億5,874万4,000円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成27年12月18日提出

和束町長 堀 忠雄

次のページ、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に朗読いたします。

まず、歳入でございます。

14款国庫支出金、4億5,646万9,000円、△145万3,000円、4億5,501万6,000円。

15款府支出金、1億9,352万4,000円、846万円、2億198万4,000円。

17款寄付金、32万6,000円、5万円、37万6,000円。

19款繰越金、6,832万1,000円、963万6,000円、7,795万7,000円。

20款諸収入、3,800万1,000円、520万7,000円、4,320万8,000円。

21款町債、4億5,290万円、△4,380万円、4億910万円。

歳入合計、34億8,064万4,000円、△2,190万円、34億5,874万4,000円でございます。

次のページ、歳出でございます。

2款総務費、7億2,234万5,000円、1,965万2,000円、7億4,199万7,000円。

3款民生費、7億2,075万円、1,457万4,000円、7億3,532万4,000円。

4款衛生費、4億4,289万8,000円、72万9,000円、4億4,362万7,000円。

5 款農林業費、1 億 3,546 万 6,000 円、526 万 2,000 円、1 億 4,072 万 8,000 円。

6 款商工費、4,421 万 3,000 円、1,673 万 4,000 円、6,094 万 7,000 円。

7 款土木費、4 億 6,468 万 4,000 円、△ 8,112 万 3,000 円、3 億 8,356 万 1,000 円。

8 款消防費、1 億 8,418 万 9,000 円、110 万 2,000 円、1 億 8,529 万 1,000 円。

10 款災害復旧費、953 万 6,000 円、117 万円、1,070 万 6,000 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

次のページが第 2 表 債務負担行為補正でございます。

追加といたしまして、町営住宅建設事業でございます。

期間は平成 27 年度から平成 28 年度まで、限度額は 8,748 万 3,000 円でございます。

次のページが第 3 表の地方債補正でございます。

今回は変更ということで、まず起債の目的で、町営住宅建設事業、補正前の限度額が 8,770 万円、起債の方法が証書借入又は証券発行、利率は年 5% 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正後でございます。限度額が 2,500 万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

そして、臨時財政対策債で、補正前の限度額が 8,780 万円でございます。利率、

償還の方法は、町営住宅建設事業と同じでございます。

補正後の限度額につきましては、1億670万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

補正前の限度額の合計が1億7,550万円、補正後の限度額の合計が1億3,170万円となっております。

続きまして、資料No.53、予算に関する説明書によりご説明を申し上げます。総括は省略させていただきまして、5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金で397万1,000円の補正でございます。

これにつきましては、1節社会福祉費負担金で国保基盤安定負担金でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で798万5,000円の補正でございます。

これにつきましては、1節総務管理費補助金でございます。そのうち地域住民生活緊急支援助地方創生交付金の関係ですけれども、地域特産物開発と雇用拡大で270万円、同じく、体験交流センターの援農支援で526万8,000円を見込んでおります。

同款、同項、4目土木費国庫補助金で△2,510万8,000円でございます。

これにつきましては、2節住宅補助金でございます。社会資本整備総合交付金の住宅分の減額でございます。

同款、同項、7目農林業費国庫補助金で203万2,000円の補正でございます。

2節の林業費国庫補助金でございます。これにつきましては、地方創生交付金関係の森林資源利用促進分でございます。

同款、同項、8目商工費国庫補助金で900万円の補正でございます。

1節商工費補助金でございます。これにつきましても、地方創生交付金関連の観光資源充実分でございます。

15 款府支出金、1 項府負担金、1 目民生費府負担金で 222 万 5,000 円の補正でございます。

これにつきましては、1 節社会福祉費負担金でございまして、国保基盤安定負担金分でございます。

15 款府支出金、2 項府補助金、1 目総務費府補助金で 100 万円でございます。

これにつきましては、1 節総務管理費補助金でございまして、未来戦略の一括交付金のバス停の表示板等の更新で 550 万円、同じく、外灯の設置で 50 万円の歳入を見込んでおります。

同款、同項、4 目農林業費府補助金で 263 万 7,000 円、1 節農業費補助金でございまして、共同製茶等省力化推進事業補助金分で 109 万 7,000 円、みらい戦略一括交付金のグリーンティ和束の改修分で 100 万円をそれぞれ見込んでおります。

同款、同項、5 目商工費府補助金で 250 万円でございます。

1 節商工費補助金でございまして、「お茶の京都」の関連事業の観光 PR 用品で 50 万円、環境整備分で 75 万円、観光マップ作成等で 125 万円でございます。

次のページをよろしく申し上げます。

19 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金で 963 万 6,000 でございます。

1 節前年度繰越金でございます。

20 款諸収入、4 項雑入、1 目雑入で 520 万 7,000 円でございます。

2 節の雑入で、そのうち新技術地域支援開発補助事業補助金で 240 万円、宇治茶里づくり協議会負担金で 235 万円となっております。

21 款町債、1 項町債、4 目土木債で △6,270 万円でございます。

これにつきましては、3 節住宅債ということで、公営住宅の建設事業債の減額でございます。

同款、同項、8 目臨時財政対策債で 1,890 万円でございます。

1 節臨時財政対策債ということとなっております。

次のページから歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費で 2 7 5 万 9 , 0 0 0 の補正でございます。

主なものは、1 3 節委託料 2 1 2 万円で、そのうち電算システムサポートの委託料で 1 9 2 万円、マイナンバー制度関連で 2 0 万円となっております。

同款、同項、2 目企画費で 2 4 5 万円の補正でございます。

主なものは、1 9 節負担金補助及び交付金で 2 4 0 万円、これは新技術地域資源開発事業補助金でございます。

同款、同項、4 目活性化対策費で 8 8 4 万 5 , 0 0 0 円の補正でございます。

主なものは、1 1 節需用費で 2 6 5 万円、そのうち光熱水費が 6 5 万円、修繕費、これは体験交流センターに係る分でございますけれども、2 0 0 万円。

1 3 節委託料で 1 2 0 万円、活性化対策事業委託料ということで、これは地方創生の上乗せ交付金分でございます。

1 8 節備品購入で 4 0 0 万円でございます。これにつきましては、庁用器具でございますけれども、体験交流センターのエアコンで 2 5 0 万円、公用車で 1 5 0 万円となっております。

同款、同項、1 0 目交通安全対策費で 1 0 0 万円でございます。

1 5 節工事請負費でございます。これにつきましては、「お茶の京都」関連のソーラーライトの設置工事ということになっております。正法寺ローソン間の府道に係る外灯等を計画しております。

同款、同項、1 2 目交通対策費でございます。4 5 7 万円。

主なものは、1 3 節委託料で 1 0 0 万円、これにつきましては奈良交通のバス停の表示板等のリニューアルをするということで、その委託料で 1 0 0 万円です。

それと、1 9 節負担金補助及び交付金で 3 5 7 万円、これは路線バス運行維持補助金分でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費で 9 8 6 万 8, 0 0 0 円の補正でございます。

これにつきましては、2 8 節繰出金ということで、国保基盤安定等の繰出金分でございます。

同款、同項、3 目老人福祉費で 1 1 9 万 9, 0 0 0 円でございます。

1 3 節委託料で 8 9 万 8, 0 0 0 円、家庭奉仕員派遣事業分。

それと、2 8 節繰出金で 3 0 万 1, 0 0 0 円、介護保険事業への繰出金でございます。

次のページでございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、6 目人権ふれあいセンター費で 2 7 2 万 7, 0 0 0 円の補正でございます。

主なものは、1 3 節委託料 2 5 2 万 7, 0 0 0 円。これにつきましては、ふれあいセンター改修に係る工事設計委託料でございます。

5 款農林業費、1 項農業費、4 目茶業振興費で 1 2 0 万 8, 0 0 0 円の補正でございます。

これにつきましては、1 9 節負担金補助及び交付金で、共同製茶等省力化推進事業補助金分でございます。

同款、同項、6 目農業施設管理費で 2 0 0 万円の補正でございます。

これにつきましては、1 5 節工事請負費でございます。グリーンティ和東の改修工事分でございます。

5 款農林業費、2 項林業費、1 目林業総務費で 2 0 3 万 2, 0 0 0 円の補正でございます。

この内訳につきましては、1 3 節委託料で 1 0 3 万 2, 0 0 0 円。これは地方創生事業関係でございます。

1 8 節備品購入費、これも地方創生関連事業で、公用車の購入分でございます。

次のページをお願い申し上げます。

6 款商工費、1 項商工費、2 目観光費で1,673万4,000円の補正でございます。

主なものは、13節委託料で585万円、これにつきましては、観光案内板設置委託料で235万円、あと、観光PR推進事業委託料ということで、外国語対応の観光案内マップ作成等で350万円でございます。

それと、19節負担金補助及び交付金で1,050万円でございます。これにつきましては、地域住民による観光資源の充実支援事業ということで、地方創生の上乗せ交付金事業でございます。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、2 目道路維持費で313万円でございます。

主なものは、13節委託料で300万円、測量設計業務委託料、町道改修分でございます。

7 款土木費、3 項河川費、2 目河川改修費で300万円でございます。

これにつきましては、15節工事請負費ということで、推原川の河川改修工事費でございます。

7 款土木費、5 項住宅費、2 目住宅建替事業費で△8,748万3,000円でございます。

これにつきましては、次のページで、13節委託料で△356万4,000円。住宅工事の工事設計監理業務の委託料でございます。

15節工事請負費で△7,955万5,000円、それと19節負担金補助及び交付金で△70万4,000円。住宅移転の助成金でございます。

それと、22節保障補填及び賠償金で△400万円、これにつきましては、建てかえに伴う水道に係る補償金でございます。

10 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋りょう施設災害復旧費で117万円でございます。

これにつきましては、15節工事請負費で100万円、道路橋りょう災害復旧工事費でございます。

次のページ以降に給与費の明細書をつけさせていただいております。また、お目通しいただきたいと思っております。

特別会計につきましては、それぞれ所管課長からご説明申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

税住民課長。

○税住民課長（中嶋 修君）

それでは、議案第54号の説明をいたします。

議案第54号

平成27年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

平成27年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,323万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億351万7,000円とし、直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,410万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億30万円とする。

2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月18日提出

和束町長 堀 忠雄

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

1番の歳入でございます。

5款前期高齢者交付金、補正前の額1億7,785万2,000円、補正額2,194万3,000円、計1億9,979万5,000円。

9款繰入金、補正前の額4,941万5,000円、補正額986万8,000円、計5,928万3,000円。

11款諸収入、補正前の額が10万4,000円、補正額142万5,000円、計152万9,000円。

歳入合計でございます。補正前の額が8億7,028万1,000円、補正額3,323万6,000円、計9億351万7,000円でございます。

次のページをお願いします。

2番、歳出。

1款総務費、補正前の額357万9,000円、補正額19万5,000円、計377万4,000円。

2款保険給付費、補正前の額4億9,538万円、補正額3,304万1,000円、計5億2,842万1,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額となっております。

続きまして、資料No.54、国保特会の補正予算の事業勘定について説明させていただきます。

5ページ、6ページをお願いします。

2. 歳入。

前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、補正額が2,194万3,000円でございます。

これにつきましては、現年度の前期高齢者の交付金でございます。

9 款繰入金、2 項一般会計繰入金、1 目保険基盤安定繰入金、補正額が 8 1 5 万 6 , 0 0 0 円となっております。

同款、同項の 4 目財政安定化支援事業繰入金、補正額 1 7 1 万 2 , 0 0 0 円。

1 1 款諸収入、4 項雑入、1 目第三者納付金、補正額が 1 4 2 万 5 , 0 0 0 円となっております。

続きまして、次のページの 3 番、歳出をお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額が 1 9 万 5 , 0 0 0 円となっております。

これにつきましては、被保険者証の印刷代及び保険者証の更新の案内のはがきの通信費となっております。

続きまして、2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、補正額が 2 , 0 0 0 万円、これにつきましては、一般被保険者の療養給付費の負担金でございます。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、補正額が 1 , 3 0 4 万 1 , 0 0 0 円となっております。

この内容につきましては、一般被保険者の高額療養費の負担金でございます。

以上、国保特会の補正の内容でございます。

また、直営診療施設勘定につきましては、診療所事務長より説明いたします。

○議長（畑 武志君）

久保国民健康保険診療所長。

○国保診療所事務長（久保順一君）

それでは、私のほうからは、平成 2 7 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）のうち直営施設勘定につきまして説明させていただきます。

なお、議案第 5 4 号につきましては、さきに税住民課長が申しましたので、省略させていただきます。

それでは、議案書の3枚目でございます。

第1表 歳入歳出予算補正。

1款診療収入、補正前の額5,725万円、補正額1,351万9,000円、計7,076万9,000円。

5款繰越金、補正前の額30万円、補正額58万1,000円、計88万1,000円。

歳入合計は、補正前の額が8,620万円、補正額1,410万円、計1億30万円でございます。

めくっていただきまして、2.歳出でございます。

2款医業費、補正前の額に2,829万3,000円、補正額1,410万円、計4,239万3,000円でございます。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、よろしく申し上げます。

総括は省略させていただきます、5ページ、6ページでございます。

2.歳入。

1款診療収入、2項外来収入、1目国民健康保険収入につきましては補正額が245万円となっております。

7目後期高齢者医療保険診療報酬につきましては、800万円の補正となっております。

めくっていただきまして、歳出でございます。

7ページ、8ページでございます。

2款医業費、1項医業費、1目医療用消耗器材費で補正額が130万円、3目医薬品衛生材料費で1,200万円、4目検査委託費で80万円ということで、計で補正額が1,410万円ということになっております。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

東本建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

それでは、私からは、議案第55号についてご説明いたします。

議案第55号

平成27年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成27年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,450万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,820万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年12月18日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正。

1. 歳入。

款、補正前の額、補正額、計の順に朗読させていただきます。

2 款分担金及び負担金、6,342万7,000円、△400万円、5,942万7,000円。

3 款国庫支出金、2,420万1,000円、△675万2,000円、1,744万9,000円。

6 款繰越金、225万4,000円、115万円、340万4,000円。

8 款町債、8,090万円、△1,490万円、6,600万円。

歳入合計でございますが、3億271万円、△2,450万2,000円、2億7,820万8,000円でございます。

おめくりください。

次に、2. 歳出でございます。

1 款総務費、6,363万6,000円、115万円、6,478万6,000円。

2 款施設費、1億4,944万円、△2,565万2,000円、1億2,378万8,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

1 枚おめくりください。

第2表 地方債補正でございます。

1. 変更。

起債の目的、水道施設整備事業。

補正前です。限度額8,090万円。

起債の方法、証書借入又は証券発行。

利率、年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据え置き期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正後でございます。限度額6,600万円、起債の方法、利率、償還の方法につ

きましては、補正前と同様でございます。

次に、予算に関する説明書No.55でご説明申し上げます。

総括は、先ほどの説明と同様でございますので、5ページをよろしく願います。

2. 歳入。

2 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目施設費分担金、補正額△400万円。

節といたしましては、1 の施設費分担金でございまして、工事費の分担金、住宅の平成28年度分を送るものでございます。

次に、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目施設費国庫補助金でございまして、△675万2,000円。

これも、施設費補助金でございまして、生活基盤施設耐震化等交付金の減額によるものでございます。

次に、6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金で115万円でございます。

次に、8 款町債、1 項町債、1 目施設債、補正額が△1,490万円。

1 節施設債でございまして、これにつきましては、水道施設整備事業債でございまして。

以上でございます。

おめくりください。

3. 歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額が115万円でございます。

1 1 節需用費でございまして。

次に、2 款施設費、1 項施設費、1 目施設費で、補正額が△2,565万2,000円でございます。

主なものにつきましては、1 3 節委託料、△424万円でございます。

また、1 5 節工事請負費、△2,141万2,000円ということで、町営住宅建替工事に伴う水道管施設替工事と統合簡易水道整備工事の交付金の減額によるものでござい

ございます。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

続きまして、私のほうからは、議案第56号について説明させていただきます。

議案第56号

平成27年度和束町介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成27年度和束町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,613万1,000円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月18日提出

和束町長 堀 忠雄

ページをめくっていただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算補正。

1. 歳入。

款、補正前の額、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1款保険料、1億1,035万5,000円、40万1,000円、1億1,075万6,000円、3款国庫支出金、1億3,782万5,000円、62万5,000円、

1 億 3,845 万円。

4 款支払基金交付金、1 億 5,467 万 2,000 円、30 万 3,000 円、1 億 5,497 万 5,000 円。

5 款府支出金、8,590 万 7,000 円、30 万 1,000 円、8,620 万 8,000 円。

7 款繰入金、7,973 万 3,000 円、30 万 1,000 円、8,003 万 4,000 円。

歳入合計、5 億 7,420 万円、193 万 1,000 円、5 億 7,613 万 1,000 円でございます。

次のページをお願いします。

2. 歳出。

2 款保険給付費、5 億 4,720 万 4,000 円、108 万円、5 億 4,828 万 4,000 円。

4 款地域支援事業費、1,269 万円、85 万 1,000 円、1,354 万 1,000 円。

歳出合計につきましては、歳入と同額でございます。

続きまして、No.56、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

総括につきましては省略させていただきたいと思えます。

5 ページ、6 ページをお開き願いたいと思えます。

歳入でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、補正額 40 万 1,000 円でございます。

主なものにつきましては、現年度分の特別徴収保険料でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、補正額 21 万 6,000 円でございます。

これにつきましては、1節の現年度介護給付費負担金でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）でございます。補正額が33万1,000円。これにつきましても、現年度分の地域支援事業交付金となっております。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額30万3,000円でございます。

これも1節現年度分介護給付費交付金でございます。

5款府支出金、1項府負担金、1目介護給付費負担金、補正額13万5,000円でございます。

1節現年度分介護給付費負担金でございます。

5款府支出金、2項府補助金、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、補正額16万6,000円。

これに続きましても、1節現年度分地域支援事業交付金でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、補正額13万5,000円。

1節介護給付費繰入金でございます。

3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）、補正額16万6,000円。

これにつきましても、1節地域支援事業繰入金でございます。

1枚めくっていただきまして、続きまして、歳出でございます。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸経費、6目介護予防住宅改修費、補正額が108万円。

これにつきましては、19節負担金補助及び交付金、これにつきましては、要支援1、2にかかります認定された方々の家屋内の段差解消、また手すり取り付け等にかかります公費負担分の補正でございます。

4款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、2目総合相談事業費、補正額85万1,000円。

これにつきましては、4節共済費、社会保険料13万1,000円と7節賃金、産前産後休暇取得に伴います代替職員の臨時職員賃金でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

診療所所長にお聞きいたします。

1,400万円余り補正が出てますが、中身を詳しく。大体わかっているんですが、説明をお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

久保国民健康保険診療事務長。

○国保診療所事務長（久保順一君）

お答えします。

この中身でございますけども、和束町の医療機関での内科院が本年度10月に閉院となりました。その関係で、当初、予算を組んでおりました医療材料費並びに検査費用、そういった消耗品でございます。それにつきまして、増額ということで今回補正させていただきました。詳しい内容につきましては、現在ですけども、内科医院から約140人弱の患者さんの紹介状持参の上、来られております。その関係で、どうしても薬品の購入金額、あるいは検査費用がかさみますので、そういった6カ月分の換算をしておりますので、そういった形でこの金額になっております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

今、140余りの紹介があったということですが、1日平均どのぐらいふえておりますか、紹介前に患者さん。

○議長（畑 武志君）

久保国民健康保険診療事務長。

○国保診療所事務長（久保順一君）

はい、お答えします。

通常でしたら20人から30人の外来患者数でございます。今回紹介を受けた患者さんが140名弱ということで、現在、総計ですけど、来ておられると。それで、11月中旬からインフルエンザの予防接種も兼ねましたんで、内科医院さんに来ておられました患者さんも国保診療所のほうに来られるという形になりましたんで、1日40人から50人という日もありました。ですから、通常よりも20人程度ふえておりました。現在に至ってはかなり落ちつきを戻しております。現在のところ30人前後という形で患者さんが来られている状況でございます。

以上です。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

相当ふえているということは、先生、そして看護師さんに負担がかかっているという感じなんですけれど、診療所の時間以内に診察を終えるような状態ですか。

○議長（畑 武志君）

久保国民健康保険診療所事務長。

○国保診療所事務長（久保順一君）

はい、お答えします。

患者さんのほうには待ち時間かなりご迷惑をかけた時期もありました。1時間、2時間という形の時間もありました。その点、現在は12時を回ることがあります。その時点では1時ぐらいまでと。ピーク的时候は12時を回って1時ぐらいまでの診療時間という形をとっておりました。現在に至っても12時、現在11時半の受け付け完了ということになっておりますけども、12時を超えてまだ診療を続けているという時期もあります。

ですが、先ほど申しましたように落ちつきを戻しておりますので、診療スタッフも一同頑張っておりますので、その点につきましては短縮を目指して頑張っております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

町長、診療所の位置づけは、和束町にはなくてはならない医療機関だと私は思っております。そして、3カ所の医療機関があり、分散されて患者さんが受診されてましたが、1カ所こうして閉院されますと、非常にまた患者さんがふえて、そして先生、看護師さんたちに負担に係る。そして、高齢化が進むにつれて、受診者が私は多くなると思うんです。若い人たちは車に乗って出て行って、他の医療機関に診察を受ける。それは可能だと思うんですけれど、うちみたいに高齢者がふえてきた場合には、診療所の受診者はもっとふえていくと思うんですが、そのようなことに対してこれからの対策、どのような考え方をしておられるかお聞きしたいです。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、小西議員からご質問ありましたように、今の大きい流れが高齢化してきている。そういうことで、対象になる方がふえてくると。絶対数が減ってきてますので、

従来の流れから細かく見ると、どれだけ減っているかもう少し分析をする必要があるんですが、一応そういうように患者がふえていく傾向にある。

一方では、地域体制については、山城病院等ああいう大きな病院については、急性期病院として紹介状がなければ受け付けられない。行っても初診料を非常に高くとる。こういう体制で、一次診療が非常に重要視されてきている傾向にあります。

そういう中で和東町は、現在、診療所を入れて3医院があったんですが、一つの診療所が今ありましたように閉められたと。2診療で1次診療を受けていかなきゃならない。2つの中で分かれているんです。

私も推移を見ておりまして、昔の診療所という体制でやっているときは、一時、12時超えておったんですが、今、説明させていただきましたように、非常に落ちつきがある。インフルエンザ等でちょっとふえておりますが、そういうことで、通年ずっと平準化してまいりますと、充実はないですけども、この体制で現状維持でいけるかと、こういう見方はしているんですけども、しかし、医師の体制とか、そういう体制を充実していかなきゃならない。

このときに、私は、山城病院の改革を今、進めているところなんです、この山城病院というのは、今、改革委員会で大きな特徴があるのは、地域医療を支援していこうという形を入れております。今度新しい中での計画には、地域医療を充実させようというのが入ってきます。その中で地域医療というのが診療所も入ってまいります。

そして山城病院と診療所の連携をどう深めていくか。そして、今、小西議員が言われたように、将来は、その中で地域医療を守っていく。そして、診療所は和東町の核になると、こういう医療体制を今後進めていく必要があるというように思っております。

そういう中の今回は初年度、次年度はそういう体制の現実化、そして今後の方向については充実化と、こういう方向でやっていかないといかんのかなと。いっぺんにはなかなかいかないわけなんです、こういう体制の中で現状を進めてまいりたいと、

このように思っております。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

今回のふえた分というのは薬代だと思うんですね。ですから、先生のまず負担というのは、たくさん患者さんを診ていられたら負担もすごくあると思います。

そしてまた薬代ですけれど、そうすると、やはり施設設備、医療機器というものを考えていかないとだめになってきたら、建物の問題とか機械の問題とか、最新のものを少し入れていかないとだめだと思うんですけれど、これだけやはりずっと和東町が診療所を維持していかないとだめなんですから、そして今、町長も言われたように、一次診療なしで、そして紹介状を持って行って大きい病院で専門的なところで診ていただくということになれば、おのずから診療所は大切な1次診療をやっていただくということになりますから、その辺の考え方はどうなんでしょうか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今後は診療という中での充実というのは非常に難しいと思います、工事自体よりも。いわゆるこれから介護にしても、包括支援センターということでこういう方向に流れてきております。

介護制度、診療制度こうあろうと。事前の保健指導、予防制度、こういったものをこういう小さい町では一括で考えていく必要があると思います。

そういう中で、かねがねから、まだ具体化はなかなかこの体制ではできておらないんですが、一番和東町で今後重要になってまいりますのは、今、申されたように、総合的に、いわゆるワンストップできるような施設というんですか、そういうことで、並に言うたら、保健センターということで、皆さんの中に耳にされたことがあるんで

すが、それをどう具体化していこうというのが今後の課題であろうと思っております。

そういうことで、早いこと公共施設で全て耐震施設の整備を急がなきゃならないわけなんですけど、しかし、そういった考え方を確立さすほうが大事だということで、今、診療所の耐震施設が手がけてないわけでありまして。

今後そういう意味で、俗に言う保険体制、これを今後どう具体化し、計画し、そして推進していこうということに今、取り組んでいるところであります。

あわせて言うたのは、この保健センターというだけでもなかなか小さい町では、これからの人口減を見る中では大変だというように思っておりますので、それを広めて、文化的なものも含めてやれないかとか、そんなことも含めて考えているのが今であります。

そうして言うならば、今後の方向には欠かせない計画であると思っておりますので、その基礎的な考え方を立てる時期として、ここ1、2年、今、検討しておると、こういう時期であります。

以上です。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

町長、最後になりますけれど、日本にはすばらしい皆保険制度というのがありまして、国民の皆様が保険証を持っていけばどこの医療機関でも診ていただけるというシステムになっております。ですから、1枚の保険証で自分の命を守れるということは、皆さんで皆保険制度を維持していかなければならないということになれば、おのずと命の大切さをわかっていただければ、皆保険制度に入っているんでしたら、税というのは払っていただかないとあかんと思います。

ですから、私、今までずっと言ってきましたが、やはりその皆保険制度を維持するために、納税者の方にもう少し意識を持っていただいて、そして税を納めていただく、

そういうようなことも町民の方にはちゃんと行き渡るようにしていただき、そして診療所が充実して、そして和東町の町民の方が安心して医療を受けられるような制度、いろんな考え方になっていただき、診療所を充実していきたいと思います。

そして、町長も、3年先、5年先のことを考えて、もう少しほかにお金使うのであれば、診療所のことも考えて、長いこと建物が建っているな。そしたら、次のステップの段階はどうしないとだめだとかいうことを少し青写真をかえていただきまして、考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

先ほどの答弁で一部抜けた面もありましたものですから、加えて、今の答弁にお答えをさせていただきたいと思います。

機器も減ってくるから、機器の体制も考えてやらなきゃならんと、そういう話だったと思いますが、この機器も当然、今、言われた施設の中で、今の中でなかなかいきませんから、今の中での現状維持的に今後はやっぱり広く使ってもらえるような、むしろそういう方向は、先ほどの診療所、山城病院の機器を使う関係も出てくるということから、そういう総合的な支援体制の方向に進んでいこうと思っています。そういう方向のもとで診療所の機器の充実をどう図るべきかということを検討していくべきだというように思っております。

それと、今回の質問ですが、全てですが、今、和東町の行政、地方行政を、国もそうなんです、これはやっぱり国民でつくっている公的いわゆる制度をどう守っていこうかと。制度はみんなのものであります。制度をどう守っていこうかという観点から考えていかなきゃならない。

その制度は、今、時代時代に、今、言われたように、ほとんどの多くの介護の充実

とかいろいろ制度も充実してまいりました。この充実をみんなで守ろうという立場でないと施設の制度が崩壊します。崩壊したときには、みんなが住民も困るわけですから、今、申されたように、この制度を守るという観点から、法のもとに全て平等であるわけであります。法のもとの平等をどう確保していこうかということに我々公務員は努めていく必要があるというように思っております。

今後も、そういう意味で、今、ご質問というのを真摯に受けとめながら今後の業務に当たってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

質疑の途中ですが、ただいまから午前10時45分まで休憩いたします。

休憩（午前10時33分～午前10時45分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を続けます。

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

先ほどの質問で、私、介護保険じゃなくて、皆保険制度ですので、その意味ですので、聞き間違いないようによろしくお願いいたします。「皆」です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、一般会計の9ページ、総務費の一般管理費の関係でまずお聞きしたいと思えます。

ここには、いわゆる社会保障税番号制度システム改修委託料として20万円上がっておりますけども、これに関連いたしまして幾つか確認をさせていただきたいと思えます。

いわゆるマイナンバー制度の関連でありますけども、先日、厚生労働省のほうから、いわゆる介護保険制度の申請にかかわる部分について、いわゆる個人番号の記載がなくても申請は受けられるという通知が出たと聞いておりますけども、その辺の内容について確認させていただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

岡本議員がおっしゃるように、個人番号制度につきましては、介護保険の中では、当然、認知症の方、またなかなか窓口に来られない保険者がおられます。その方を対象にして柔軟に対応するよということ、国のほうから通知が来たところでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる認知症であるとか、高齢者の方に一定配慮した対応ということで、そういった通知が出ているわけですけども、先日、いわゆるこの関係の行政手続の関係の条例が本会議で審議させていただきましたけども、そのときにも一定議論しましたように、今、介護保険制度の申請にかかわっての話ですけども、いわゆるこれは介護保険にとどまらずにですね、いわゆる行政手続全般について、本人確認さえできれば必ずしも個人番号の記載というのは必要ではないと。それがなくても行政手続上、何ら問題はないというふうに先日の議論では確認させていただいていると私は思っておりますけども、他の自治体でもですね、そういったものがなくても手続上、何も問題ないと。これまでどおりの手続ができるというふうに答弁されている自治体もございます。

もう一度確認しておきたいんですけども、マイナンバーがなくてもですね、今まで

やってきた行政手続等はできますし、何ら問題ないということで確認させてもらってよろしいでしょうか。

○議長（畑 武志君）

税住民課長。

○税住民課長（中嶋 修君）

はい、お答えいたします。

いろいろ事情があると思います。まず、マイナンバー制度につきましては、個人番号を書くというのが法律で定められている内容でございます。それにつきましては、やはり記入するというのを私どももお願いしていくということには変わりはありませんが、事情がある場合につきましては書かなくても、それは申請をしていただくというようなことは可能でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

そこはですね、いわゆるこの間のマイナンバーの通知自身が行き渡っていない問題や、またそもそもそれ自身を受け取り拒否されている方も出てくるなどですね、十分やはり国民の理解を得られていないというのがあらわれていると思います。そういうもとでですね、やはりそういった柔軟な対応を行政としてもしていくということが大変大事だと思いますので、そこは機械的な対応をしないように、その辺は確認しておきたいというふうに思います。

それともう1点、このことでお聞きしたいのはですね、いわゆるこの間、通知カードが行っておりますけども、税務的にいわゆる視覚障害者の方の番号が要は点字記載されていないこともありまして、見ただけではわからないと。見たというか、確認できないということとなっております。

その辺について、この間、担当課にお聞きしたところ、いわゆる担当の窓口まで来

ていただいて、読み上げて対応したいという話でしたけれども、それはそれだけの対応ということでしょうか。ほかにも対応できることはあるのでしょうか。

○議長（畑 武志君）

中嶋税住民課長。

○税住民課長（中嶋 修君）

はい、お答えいたします。

現在のところ、目の見えない方につきましては、まず窓口に来ていただいて、本人の確認を得た上で、ほかの方に聞こえないようなところで本人に番号をお知らせするというように対応を考えているところでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

そういったことはですね、いわゆるこれはそういった視覚障害者の団体等から、いわゆる健常者の方との対応の中で大変差別・区別があるということで問題視されております。

ご存じだと思いますけども、いわゆる障害者権利条約が来年4月から施行されてですね、障害者差別解消法というものもあるというように聞いておりますけども、それに抵触するというふうに関係団体の方は指摘をされているわけですね。

といいますのは、いわゆる健常の方で障害のない方については通知カードを受け取って、見ればそれで確認できるわけですけども、でも、そういった方は点字記載さえあればわかるわけですけども、それ自身がないという配慮のなさが、わざわざ役所に出向いて読み上げてもらわないといけないと。

必ず聞こえないと言われますけどね、本当にそれは保証できるのかというのがあります。そういう意味では、いわゆる障害をお持ちでない方との関係で大きな差別的な状況が起こっているということが指摘をされているわけなんですね。

その辺、人権啓発課長にお聞きしたいんですけどね、そういったことを今、こういう関係団体が言われていますように、こういう差別解消するという法律にも抵触するというふうに私も思いますけども、その辺どのように現課がお考えでしょうか。

○議長（畑 武志君）

井上人権啓発課長。

○人権啓発課長（井上順三君）

お答えいたします。

やはり差別というものは、私も人権啓発課長ということで、ひとづくり、まちづくりも込めまして、今後そういう差別というものは断固許さないというふうに考えております。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

私は、具体的に今これが抵触するかどうかということを知っているわけですが、いわゆるこの差別解消法の9条には、障害者が情報やサービスなどを障害のない人と同じように利用できることをここに求めていると。障害者差別解消法の基本原則は、何人も障害者に対して、障害を理由として差別すること、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないとしているわけなんです。

ということは、今、起きていることですね、そういう対応をしなくちゃならないことというのは、明らかにこれはこの法にも抵触しているというふうに思うんですね、町長。その辺、町長のご見解をお聞きしたいのと、やはりこういったことを放置したまま、いわゆる1月から運用を開始するというのを政府はそのままやろうとしておりますけども、この間、町長は、国が決めたことだから、やんな仕方がないと。いろいろ危険はあっても、それは国がやることだから仕方がないというふうな形で言わ

れてきましたけど、それはそうとしてもですね、やはり前提としてこんなことを放置したまま運用を開始されるということは大変望ましくないというふうに私は思うんです。やはり国に対して、そういったことをちゃんとするまでは運用をしないということぐらいは要望していただきたいと思うんですけども、その辺はいかがですか。先ほど人権啓発課長にお聞きした見解も含めて答弁いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

最初に、国が決めたことやから、しゃーないからするねんやと、こういうことを言うと、何か言葉の言い方ではとり方がおかしいんですが、その辺も絡めて説明に入らせていただきたいと思います。

やはりこういった制度は、国会で決められた法律でもって決められた制度であります。その法律の制度が一時撤退、その方に従わないというんですか、それに従わないというほうが法律に抵触するわけです。だから、法律に示された方向は、我々公共団体、法律に求められたものは、その方向に従って仕事をしていかなきゃならないと、これが正直な言い方だというように思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

それと、もう一つは、今回のナンバー制度ですが、これ一つことによって、完結をしてしまう。スタートから全て100点満点でスタートするというものではありません。私はこの制度というのは、一応、ナンバー制度というのは、こういう方向でやっていかなきゃならんという一定方向を示されました。そういう中には、先ほど岡本議員が質問されておりますように、いわゆる自分の意思は要らないんだと。決議しないんだということを強制でもってできるのかと。強制ではなかなかでき得ないと。手続を経たら、その者は不利をこうむるのかと。不利もこうむらないと、こういう方向で進められているわけであります。

ただ、そういうもとにおいては、今後さらに制度が全国民のものになるように、国のほうでさらに充実を図っていく努力をしていくべきだろうと、これは国の仕事であろうと思います。

当然、遂行していく中で問題点が起こるということになれば、やっぱり住民との直接の窓口の地方自治体であります。声を大きく上げていくということも大事だと思います。

そして、今後の方向にこの制度が充実して、そして真の住民のためになると、こういう制度をこれからやはりみんなで作りに上げていく、そういうことが私は大事だと思って考えております。

そういうことで、先ほどの質問で簡単にすると、乱暴な答えになってしまうというように思いますので、ちょっと加えて申し上げましたが、そういうことでご理解いただきたいと思います。

そういうことですから、私も今後この制度がスタートした以上は、国民のために、和東町住民のために、その立場から言うべきことは国のほうへ言うていく責任もあるかと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

かなり一般的な話にすりかえられましたけどね、いわゆる先ほど税住民課長に聞いたことは一つも言っておられないんですね。抵触しているかどうかをお聞きしたかったわけですね。実際に関係団体がそう言われているわけですから、自治体の長としてどう思うのかとお聞きしましたけども、お答えになってないと思います。

いずれにしてもですね、もちろんいろんな不備があったら、それをちゃんと指摘をして改善していただくということは当然ですけども、ただ、やはりこのマイナンバーというのは、言っておりますように、これまでのいろんな制度とは違って、一つのそ

ういう番号でもってあらゆる個人の情報が集約されてしまうという今までにない危険性を持った、世界でも逆行しているような制度なんですね。そういったものをこれから充実するなんていうことはあり得ないというふうに思うんですけよね。

ですから、やはりそういう意味では、1月から運用していくという前提そのものが今はもう全くないわけですから、幾らそういう立場であったとしても、無責任な中で運用するということはおかしいんじゃないかというぐらいは、やはり一般論ではなく、具体的に要望していただきたいというふうに思いますし、私、ちょっと担当課に、資格証書の関係で一つだけ要望しておきたいのはね、窓口に来て読み上げますなんてことで全て対応するんじゃなくて、最低限、国に対してちゃんと点字表記をするように要望すること、それから、窓口に来てというよりも、町としてちゃんと点字表記をしてお返しするなど、もう少しちゃんと工夫をしていただきたいというふうに思いますし、そこはぜひ検討いただきたいと、これは要望しておきたいというふうに思います。

次にですね、体験交流センターの今回改修について予算になっておるんですけども、その中身についてももう少し具体的に説明をいただきたいと思います。

エアコンの設置に250万円予算はわかりましたけれども、いわゆる修繕費は一体何を修繕する予定なんですか。その辺ちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

ご存じだと思いますけども、体験交流センターの2階ですけども、畳の部屋となっております。その畳につきましても相当傷み等が激しくなっておりますので、まず畳等の入れかえ等を今、検討しているところでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○ 7 番（岡本正意君）

畳の入れかえ、大変必要だというように私も思いますけども、それ以外ですね、先日ちょっとそこを使うことがあったわけですけども、備品等についても、例えば椅子とかそういったものも大変放置されているような状況があって、大変汚れていたりとか、大変使いにくいような備品になっていたことが私は思ったんですけども、その辺のことも含めて今後どのように改修されるのか、その辺も検討いただきたいんですけども、もう 1 件ですね、今回はいわゆる援農の方を受け入れるというか、泊まっていただくという中で一定エアコンもないという状況の中で改修するというようになっていますけども、もともとこれは一般の住民の方のいろんなサークル活動も今も活用されていますけども、そういう中で利用されている面もございます。その辺の一般の住民の方の利用とこの援農として来られる方の宿泊と、その辺はどのようにすみ分けをされて利用をされていくのか、その辺もちょっと方向性として答弁いただきたいと思います。

○ 議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○ 農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えしたいと思います。

先ほど言った備品等につきましても、今後、整理等も考えていきたいと思っています。

それと、援農ですけども、特に農繁期にかけては農業者の支援を行うということで、今年度も何名の方が援農の支援ということでその施設を利用していただきました。また、いろいろ団体等も利用されております。今後そのすみ分けにつきましても検討していきたいと、かように考えております。

○ 議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○ 7 番（岡本正意君）

いわゆる定期的にその部屋を使っておられるサークルであるとか団体もあるというふうに思いますし、例えばその間中、全々使えないとかいうことでなくて、ここはそういうふうに確保するけども、ここは一般にもちゃんと開放するということも含めて、ちゃんとした形ですみ分けしていただきたいというように思うんです。

もう1点お聞きしたいのは、今回そういう宿泊を伴ってですね、援農ですからね、一定期間そこにとどまっていたいただいて仕事もしていただくと。帰ってきていただいて泊まっていたと、食事もしていただくとか、いろいろあると思うんですけども、そうなりますと、一定期間そこをずっと泊まると。その場合に、あそこは基本的に夜間等は誰も管理していないと思うんですね。誰か管理人がおって、一緒に泊まって、何かあったら対応するとかいうことは、多分、今もないと思うんですけども、一定期間何か月とかいう形で受け入れるということになりますと、その辺の何かあった場合の対応であるとかいうのも出てくると思うんですけども、その辺についてはどう対応されるとしているんでしょうか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

援農で来られる方、そのグループ等があります。そこら辺の代表者と連絡がとれるような体制はとっております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それは具体的にはどのような形でしょうか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

その中でも、そのグループの中にハウスキーパー等もそこにおられて、そこら辺の施設の管理、ことしにつきましては、来られたときに私が最初に行って、その施設の説明とかいろいろお話ししたケースもあります。そういうハウスキーパーさんとも連絡をとりながらやっていただいているというのが実態でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

もちろんその辺の来られている方の中で、一定そういう取りまとめをしていただけるような方がおられて、その方が一定管理というかね、その方のいろんなことも含めて面倒を見られるということはあると思いますけども、ただやはり公共施設であることは変わりありませんし、ほかのいろんな利用者の方もおられるという中では、町そして、それはそれとしていろんな何かあった場合の対応とかも含めてですね、施設のいろんな管理も含めて、例えばその間、やはりそういう管理者を置いていただくとか、そのようなことは今後検討はないでしょうか。その辺、課長でも結構ですし、町長はどうお考えか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

体験交流センターの基本的な考えであります。

これについては、当初、和束町で多くの体験をしてもらおうということと、今、質問がありましたように、住民の皆さんにも広く利用していただいて、交流が進めばということで設置を、いわゆる旧高校の分校だったんですが、京都府の施設をそういう目的で払い下げました。時には教育的な要素が強い面で、教育体験というような面があったものですから、また管理上、今、教育委員会が向こうに行ってということで、

教育的な施設の管理ということで、現の重きに置いて体験交流センターになっておりますが、町長が必要とあるという広い分があります。今後の時代においては、今、所管のほうへ指示しておるんですが、いわゆる広い体験交流センターとして、きちっと条例上で、今、岡本議員が言われたように、条例上で町長が必要というところで設置的にきちっとしていくべきやということで今、担当課長に指示して、この議会に出さすつもりでは指示しておったんですが、もう少し詰めるところがあるということで、次回になるかわかりませんが、今そういう方向で進めてもらっているところであります。

そこで、今まで管理してきた経験であります。あこは今まで山の家施設として積極的に料金をもらって管理をしたときがあります。そのときには、設置条例上、今、言われたような管理規定の中で設置費と管理人を置いたら、そのときは山の家管理人が大きな責任を持つと、こういう形で進めてまいりました。

しかし、山の家だけの利用ということではなく、本来、条例の中では、広く和東町を体験してもらおうということになりまして、時代の要請に応じていくという観点から、高齢化して援農というような、この援農については、個々に受けていくという立場であります。

具体的に言うなら、空き家を利用してもらっているような感じとはちょっと違うんですが、いわゆる公民館、また社会福祉センター、そういったところで利用してもらおうという観点になりますが、そのときにもし町長が必要として認めるという条項のもとで認めるならば、今、岡本議員が言われたように、個々に貸すということはできませんので、そういった中ではグループが生まれてくる。グループの人に責任を持ってもらう。

しかし、そこにいる人に責任を持ってもらわなきゃ、連絡をとらないといけない。そのときは先ほど課長が答弁しましたように、その中にリーダーを決めております。それはNICEでしたら、その中にハウスキーパーだとかそのリーダーがおります。

そういうこととか、いろんなそういう連絡事項を確認して、申請に基づいて、そして利用していただいている。これは積極的に、だからそういう実情の中で今、運用しておると、こういうことをご理解いただきたいと思います。

今のご質問も入れながら、今後の運用がきっちりできるような、もう少し現実に合った設置条例に改正していくべきだという観点で、先ほども申しあげましたように、そういうように指示しているところがございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（畑 武志君）

ほかの議員の方ありませんか。

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

岡本君と若干同じなんですけど、マイナンバーのことなんですけど、マイナンバーの運用については、これは制度で決まりましたから、これをどうするかということは当然、住民について、また国民についてやるということなんですけど、行政がするべき姿、先ほど人権の問題が出ましたけども、和東町に例えば目が見えない、耳が聞こえない人がどれぐらいおられるのか。だから、そういう人があったらきめ細かく受け付けの対応をしたってくださいという願いだと思うんです。

当然、それが公平であったかて、その身体障害者、その他の方がそういうことをされたら差別につながる。これは当たり前の話。人権課長が申されたように、それは多分差別につながると思うんですけども、要は、行政としてはね、そういう方がおられたら、緻密にきめ細かく対応していきますという返答が私はあったらよかったなと思っておるんですけど、その点、町長いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、岡田議員からご質問いただきましたように、この問題については、やはり先ほども出ておりましたように、今もご質問がありますように、やっぱりきめ細かに、そして住民の立場に立って対応していくというのが当然であります。

だから、先ほど法律ができたから、もう全ての人にナンバーをつくってもらわなあきませんと、これは親切の類じゃありません。やっぱり本人が手続をとる。申請はしました。そやけど、本人が今度1月から写真つきで持ってきて手続してもらわないといけない。そやけど、本人は、通知来たけども、要らんねんと。また、したいけど、目が見えない、聞こえない、こういうことにはやっぱり窓口行政の中で、今、ご質問がありましたように、懇意、親切にしていく、これがこれから一つずつ進めていくのが今の法律。

だから、先ほど岡本議員のときに、町長、抵触、質問に答えていないという質問をいただきました。これがもし、今、言われるように、あきませんよ。これはそのまま無視してやってしまうとかね、この辺は抵触すると思います。しかし、法律の趣旨に全部が全国民にいや否なもんは嫌やけど、受けたい、とりたい、手続をしたい、これは全部のことがきめ細かに進んでいかないと法のもとに平等じゃありませんし、そういう立場できめ細かな窓口業務、当然、今、言われたようにしていかないと私はいけないと思っております。そういう意味でご理解いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

今の説明でしたら、たしかに差別やなくて、全ての人に平等に対応しますという意見ですね。私はそんでいいと思います。それとそれをもっと岡本議員の説明のときに言うべきだと思うんです。できるだけ差別のないように全ての人々が公平であるような方法でやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

体験交流センターの関係でいろんな方にいろんな形で活用されることは大変いいことだというふうに思いますけども、ただ、町の施設として責任ある管理も含めてですね、体制もこの際とっていただきたいというふうに思いますので、ぜひ検討いただきたいと思います。

これにちょっと関連しましてですね、いわゆる公共施設の有効的な活用であるとか、良好な環境をちゃんと整備するという点で、直接ここにはいないんですけども、福祉センターについて福祉課長に1点だけお聞きしたいんですけども、この間、いろいろと下の和室であるとか、また上のホールであるとかいう点で一定の改善をいただきまして、以前に比べますと大変使いやすい環境も出てきたというふうに思うんですけども、ただやはり後、特に2階の一番奥の会議室であるとか、それからその手前の、以前はボランティアルームであるとか、ヘルパーさんのステーションとして使われていた部屋というのか、ほぼ物置といたら悪いんですけども、状態ですし、会議室についても一応は使えますけども、いろんなものが置かれているという状況があります。やはりこれは貸し館として住民の方にお貸ししている以上は、そういった部分はないようにしていただきたいというふうに私は思うんですよね。ですから、その辺、置くところがないのかどうかは知りませんが、やはりもう少しその辺も含めてですね、一応、福祉課として管理、実際は社協のほうで直接はいろんな中に入ってやってはいただいていますけども、直接的にはやはり町のほうの責任でもありますので、その辺、もう少し今後の改善についてお聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

岡本議員ありましたように、福祉センターの2階の会議室、私たち職員も会議等で利用させていただいております。しかしながら、以前の社会教育事業で行ってありました大きな太鼓とか、なかなか保管する場所がないということで置いていただいているわけです。また、役場の書籍等も一部ございます。

毎年二度ほど消防の点検がございますので、それに触れない形では整理はしてもらっておりますが、当然、住民の方が利用される場合、見た目も悪い部分がございます。物が置いておる担当課におきまして、一定整理をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

ぜひ、それは、やはり貸し館として基本的なことだと思しますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それと次に、13ページになりますけども、道路維持費の関係で少しお聞きしたいと思うんです。

これは町道とかいろいろあるんですけども、一定、府道のことについてお聞きしたいんですけども、いわゆる木津信楽線の東和東のバス停あたりの交差点とかいうか十字路がありますよね、天満宮のところですけども。そこで先月ですか、車の接触事故があって、いわゆる当て逃げというんですかね、看板立っているんですけども、いずれにしてもですね、あったという話を聞いて、住民の方からそういった以前にも死亡事故がずっと前ですけども、あったということで、やはり一定そういう安全対策というものが必要ではないかと、信号も含めてとか、いわゆる予告信号も含めてないかという話が以前からはあったんですけども、その辺のあの交差点についての安全対策につい

てはどういうお考えでしょうか。

○議長（畑 武志君）

東本建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

今ありました信号につきましては、私のほうも耳には入れておらないんですけども、以前、あのところで旅行から帰られた老人クラブの方がバスからおりられて、走ってきた車にはねられたということで、あの部分には横断歩道がございまして、横断歩道の照明が今ついていると思うんですけど、それはご要望させていただきまして、公安委員会の管轄でございますが、お願いいたしまして、つけさせていただいたところがございます。

また、信号機の設置につきましては、今、言いましたように、警察のほうの関係、公安委員会の関係のところ、必要であるか、必要でないかというようなところで判断されているところでございます。

私、それ耳に入っていないんですけども、知っておらないんですけども、そういったところも、そういうものが必要であれば、公安委員会に向けてお願いをしていかならんのではないかというふうに感じておりますし、柚田のほうにも死亡事故、柚田の入り口の死亡事故がございました。バイクでしたね、あれにつきましても、京都府の府民公募型ということでお預かりいたしまして、京都府警察署のほうにお願いに行きまして、今現在、一旦停止の看板を設置していただきましたし、停止線も設置していただいたというところがございます。また、そのあたり、そういう大きな声が上がっているようであれば、また警察のほうにも何らかの形でお耳には入れたいかというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

交通安全の面で信号機の設置についてご答弁させていただきます。

今、東本建設事業課長からありましたように、信号機の設置につきましても、警察、公安委員会のほうで設置するというところがございます。この設置の基準につきましては非常にハードルが高い基準を設定されておられるというのが現状でございます。一定の交通量、そういった形の数量等の基準があるということをお聞きしております。

先ほど東本課長から答弁がありましたように、府民公募型で信号機の設置等の要望が相楽圏域多々あるというところがございますけれども、西部地域の精華町、木津川市においても、そういう信号機の設置の要望が多々あるわけがございますけれども、なかなか採択されないというのが現状でございます。本町におけます交通量等を勘案すれば、なかなか信号機の設置は難しいというところを認識しておられるわけがございます。

今後は信号機によらない交通安全対策をまた重点的に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

先月のあれがどうかということが確認されていないという話もあるんですけども、ただ、いずれにしても、以前、死亡事故があったのも事実ですし、また、いわゆる高齢化といろいろ言われますけどね、いろんな方があそこを渡ったりとかする機会も、だんだん迅速にはいかないような状況もこれからどんどんふえてくると思うんですよ。しかもあそこは一定広い面があってそれはいいんですけども、結構スピードを上げて通り過ぎていくような場面もよく見かけます。そういうことで、やはり今、言われる

ように、警察は基本的に規制にかかわる措置というのはしたがないというように聞いております。信号機というのも大変慎重だというように聞いておりますけども、ただ、やはりそういった過去のこともありますので、ぜひそこはあきらめずに検討はいただきたい。要望はしていただきたいというふうに思います。

もう1点、これは前にもちょっとお聞きしたんですけども、いわゆる白栖公民館の付近の町有地で大きい空き地があって、そこには、土砂とかよく置いたりとかされているところがありますよね。そこがかなり大きいカーブになっているんですけども、これは以前からいろいろ、通学路でもありますし、もう少し安全対策も含めて云々という話もしてたんですけども、地域の方からもですね、特にあそこは急カーブになっている部分であるとか、結構危ないような場面を見かけるという話もありますし、もう少しあの辺の改善ですね、道のカーブも含めて、また子供たちの通学路、毎朝毎夕あそこを通過している部分もありますので、もう少し改善されないかという声も聞いておりますので、その辺、今の現状をどうお考えか、また今後について答弁いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

東本建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

以前といいますか、災害が起こった場合にあの場所、町有地でございまして、暫定的にそういった廃土の関係とかを置いていた時代がございます。また、今後はなしとは言えませんが、そういう状態で使うことになることもあることもございますけども、地元の方からの要望というんですかご意見、また学校関係の方からのご要望ということの中で、現在、土もとっておりますし、草が生えてきましたら管理しております。

今、抜本的なというところはございますけども、差し当たって土砂を置かないで見通しをとということの中で努力をしているところでございます。

今、カーブ系をどうしていくかということになると、上からおりてくる道の取りつけ、それから内側に道路を入れるとなると、そのあたりの設計的な問題、また、アーチカルバート、加重で持たせているところがございまして、一定の土の土圧をかけないと、あの橋自身が崩壊してしまうというところもございまして、すっきりと土をとってしまえないというところもございしますので、その点、またご理解いただきたいと思えますし、今後また何らかの形で考えていきたいというふうには思えますので、よろしくお願ひします。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

私からは13ページ商工費のほうのことで、観光案内のことでちょっとお伺いしたいと思っております。

委託料として観光案内とかそれから観光PR推進事業委託、これについてもう少し内容をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（畑 武志君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

ご質問にお答えいたします。

観光案内板の設置委託並びに観光PR推進事業費ということで今回挙げさせているものですが、京都府のほうで推進しております「お茶の京都」にかかわってということと、あと、日本遺産の認定にかかわってというところの2点で、現在、観光を推進しておるところでございしますが、一つは、観光案内板の設置につきましては、石寺の茶畑エリアから白栖の和東茶カフェに向けての、先ほど話題にも出ていた他所になりますが、そちらの地域の路上脇のところに案内看板、歩いて観光いただくような方への案内看板の設置ということで現在考えているところでございます。

また、PR推進事業委託ということで挙げさせていただいているものにつきましては、一つは、できたらマップというか、和東町に来られた方、特に現在、外国人の方に対応しているようなものがないということもございますので、そういった多言語対応したようなマップのようなものですか、あと、そういう宣伝に使えるような物品ですね、何かそういったものをつくっていかうかなというところでですね、今現在、検討を進めているというところでございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

観光案内板のことについては、観光ルートに沿って案内を立てていくということで、その地域だけの観光のものでこれだけの予算を立てられるということですね。和東町全体での観光という形というのは今お考えになってなく、部分的な観光の看板ということですか。それについて。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

はい、お答えいたします。

この予算につきましては、もともと日本遺産の予算ということもございまして、日本遺産にかかわっている地域の案内というところが前提条件でまずあったというのが一つと、あと、和東町の観光をどのように考えていくか。これからいろいろ考えていけないと思うんですが、現在のところ、和東茶カフェを中心にしてトレールマップ等々歩いていただく。あるいは自転車で回っていただくというような観光を基本的には推進しております。というところの中でですね、例えば三差路があって、どの道に行ったらいいかわかりにくいとか、町内の方でしたら迷うことはないんですけども、そういった部分をですね、分かれ道とかに、こちらのほうへ行ってくださ

いねということでわかるような形で数カ所設置していくというような形でイメージをしておるところでございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

和東へ来られるときには、まず、やはり和東町の庁舎、役場ということが中心になりますので、そちらのほうに向いてこられると思うんですね。一応、「お茶の京都」という形の中での看板という形はわかるんですけど、町のほうでも行く行くはその看板だけじゃなくて、この前のふるさと創生の中の提案の中にもありましたように、観光の案内所というものをつくっていくというふうなことも挙げられておられましたけども、これとの絡みについてどのように今後お考えになっているのか、また場所については、警察の隣の空き地であるのか、そういううわさが飛んでおりますけども、その場所的なことについてもどのように考えておられるのか、その辺についてお答えいただけますか。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

観光案内所の件につきましては、予算のほうをつけていただいております、警察・交番の横というところで前提で考えておるところでございます。

また、看板につきましてはですね、おいおいつけていくという話があればとは思っておるんですが、今回、予算というか、府のほうから割り当てられた金額の都合もございまして、そちらのほうでやりたいと考えておるところでございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

案内所については場所も決められたような答弁をいただきましたけれども、そうなる
と、そこへまた人なり、また施設なり、あるいは光熱水費なり、いろんな費用が当
然かかってこようと思いますし、あそこへ行かれても、案内するには非常に不便だ
と思うんですけれどね。かえって、今ある駐車場の銀行が置いているATM、そのあた
りのほうが町としての、人としての管理のしやすさ、あるいはパンフレットの配置の
仕方等々、これを考えると、なぜ離れた地域に持っていく。ほんの近くなのに、そこ
へ持っていくのかということが理解を得られないんですけれども、決められていると
いうことに対して、やはり今後考えていく余地はあるのかどうか、それだけ確認をし
たいと思います。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

観光看板の件ですが、和東町はこの議会でも早くから言われたように、観光行政に
も力を入れ、いわゆる観光係も設けて積極的にやっていくべきであると、そういう流
れのもとにスタートして、今日はインバウンド観光も積極的にという、教育環境もと
より、まちづくりの大きな起点になってまいりました。そういう状況のもとで、広く
和東町全体を観光として売り出そうといえ、和東町全体を売り出すための看板はど
うあるべきかと、こういうことは今後の方向の中では、今、ご質問がありましたよう
に、考えていくのは当然のことだと思っております。

観光行政を進めていくんだったら観光を促進する、また観光を啓発する看板の有効
的な配置はどうなんかというのは、これは前提として考えているわけでありませ

ところが、今回の補正をお願いいたしておりますのは、先ほどありましたように、
日本遺産の前提に、やはりここへ来ていただくと。もう少し大きな流れのもとであり
ますが、歩いている観光ルートの中に定めて、観光に来られる方にどう案内できるか

という観点から考えていくという。

この看板には二通りがあると思います。今後やっぱりこのルート案内的な、またその施設の近隣の観光と言えるようなところを積極的に応援して和東町へ入れていこうと、こういうところに力点を置いた補正であり、事業であると思います。

今回はここでとどめていただいて、今後はその方向のもとでもって和東町全体、今、申されたように、どこがいいのか、また観光案内所の機能はどこまで果たせるのか、観光案内所と和東町が「お茶の京都」と京都府と進めているのは、グリーンティのところを拠点としよう。その拠点とこの観光案内とどうルートづけするのかと、今後やはりいろいろ細かく充実していくことがあろうかと思っています。今後の観光行政の充実という観点から、今のご意見もいただきながら今後進めてまいりたいと、このように思います。

○議長（畑 武志君）

質疑の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩いたします。

休憩（午前11時31分～午後1時30分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

それでは、引き続き、午前中の続きでちょっとだけお願いしたいと思っております。

観光PR推進事業委託料ということで350万円、これは主に外国人に対応するパンフレットということでございますけれども、外国というところかなり広いんで、英語、中国語、そういった形で何種類ぐらいの語訳で観光PRされるのか、また、それに対しての部数とか、そういうのは何ぼぐらい、どういうところにパンフレットを設置されてPRをしようとしているのか、その辺について3点お答えいただきたいと思

ます。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

はい、ご質問いただいた点にお答えいたします。

まず、何カ国語対応かということにつきましては、現在のところ、英語と中国語を考えておるところでございます。

翻訳の対象がどこまでできるかという問題もございますので、できるだけ多言語でしたいと考えておったんですけれども、まずは英語日本語版というのを作りまして、その英語を中国語に置きかえるような形でバージョンを変えていくというイメージをつくってはどうかということで今、考えておるところでございます。

部数につきましては、まだページ数等を固められていないということもありますので、万の単位では作りたいとは思ってはいるんですけれども、金額も見合わせながら考えたいというふうに考えておるところでございます。

配布場所ですけれども、でき上がる部数次第のところがあるかと思っはいるんですけれども、基本的には、町内に来られたときに、和東町を知っていただく案内をするというのを主たる目的では思っておりますので、部数に余裕等がありましたら、例えば京都駅のところの観光案内所ですとか、あるいは関空のほうですとか、パンフレットを置いていいですよと言っはいただいているところがございますので、そういったところにも配布をしていけたらなと考えておるところでございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

ありがとうございます。

今、外国人の方が大体来られているのは、おぶぶ関係を頼って来られているという

のがほとんどであろうと思うんですけども、一般的に和東へ単独で外国の方が来られているとか、観光に来られているとか、そういうような方は何名ぐらいあるのか把握されていますでしょうかね。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

申しわけございません。今、詳細な資料を手元に持ち合わせがございませんので、把握できておりません。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

今、予算が350万円上げてもらっていますけども、だから、観光部数とかということについてまだ煮詰まってない。ページ数も煮詰まってないということで、置き場所も余り考えてない。ただ、こういうことで対応しようとおっしゃっているんですけども、もう少し案を具体化して発表していただけるようお願いできればと思いますけども、よろしく今後お願いしたいと思っております。

それから、その次の地域住民に対する地域観光資源、これは地方創生の上乗せ分ということで総務課長のほうから案内がございましたけれども、もう少し具体的にどういうものか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

はい、お答えさせていただきます。

地方創生ということで国のほうへも提案させていただいたんですけども、観光のまちづくりということで、さまざまな観光資源が不足しているという話が町内でもご

ございましたので、地域ですね、区ですとか、そういった地域の方に観光のおもてなしの環境を整備していただくと。それを町のほうでサポート、支援させていただくという形で補助制度を設けて、それで支援をさせていただきたいというふうに考えております。

考えておりますのが、国の提案にも書かせていただいたんですけれども、例えば、参道へのぼる階段のところの手すりがないので危ないだとか、そういったことへの対応もそうですし、あるいは議会でも過去おっしゃられていたかもしれませんが、トイレが足りないという話もございますので、そういったところに対応できたらということ考えて、制度化していきたいということでございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

はい、わかりました。

それから次に、10ページのほうで交通安全対策費の中にバスの停留所、これも標識板の設置という形で100万円ですか。それから路線バスの運行維持補助金307万円上がっております。まず、停留所の看板については、これは全停留所に考えておられるのでしょうか。この前の一般質問の中では、停留所に屋根つきというんですか、停留所らしい停留所をつくれというようなこともおっしゃっていたことがあるんですけども、まず停留所の看板をありきの形で考えておられるんですか。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今回、交通対策費の委託料ということで、バス停留所表板の設置委託料を計上させていただいております。これにつきましては、財源をいわゆる「お茶の京都」事業の

京都府の未来づくり交付金を充てて実施するものでございます。

現在考えておる内容につきましてでございますが、停留所の看板でございますけれども、現在、奈良交通が設置しておるわけでございますけれども、その看板のいろがオレンジ色で表示されております。バスの絵のマークと、あと、その下にバス停の名前、その下に奈良交通ということでございます。

今回、「お茶の京都」ということでございますので、和東町のシンボルカラーの緑を基調とした色にリニューアルしたいということで計画を挙げておるところでございます。

この看板の色のリニューアルにつきましては、一応、全バス停を対象にしていきたいと思っておるところでございます。

なおかつ、観光スポットの玄関となりますバス停でございますけれども、和東高橋、山の家前、和東河原等につきましては、そのバス停の標識自体をもうちょっと充実をさせまして、現在、時刻表と路線図のみの表示ということになっておりますけれども、プラスそこへ観光案内図的なもの、写真も入れた形でマップ的なものも表示して充実を図っていきたいという形で今回挙げさせていただいたところでございます。

以前、一般質問等でもございましたけれども、その他のバス停の環境改善でございます。屋根とかの環境改善につきましては、今回の総合戦略にも載せさせていただいておるところでございます。それにつきましては、今後の計画で順次整備していくということとしております。

今回、この100万円につきましては、今、申し上げた2点を計画しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

はい、よくわかりました。

それと、今、おっしゃったのは、目で読んで、案内を得るというふうなこともございました。今、こういったスマホとかいろんな情報が多数なっております。そういうようなものをセットにして、神社とか行ったら、ボタンを押したらその寺院の案内、あるいは一番スポットはどこなのか、いろんなことを耳でとらえるような案内も出ております。そういったことも今後、和東の重要観光につきましては取り入れて考えていただけたらいいのかなと私自身は思っておりますので、また検討にさせていただきたいかなと思っております。

それから次に、路線バスの運行維持補助金357万円上がっておりますけども、これは赤字になっている補填という形でとらまえたらいいんでしょうか。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今回挙げさせていただいております路線バス運行維持補助金の357万円につきましては、議員ご質問のとおりでございます、赤字補填分でございます。当初予算を計上させていただいております金額2,255万6,000円でございますけれども、やはり利用者の減と、あと、国・府の補助金の減額に伴うものが多いということで、今回、その不足分につきまして補正で上げさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

はい、ありがとうございます。

そうすると、路線バスについては、従来から配線とかいろんな形のコミュニティバスを廃止するとか問題がありまして、懇話会等々で今、審議をいただいているという状態の中でこのような数字が上がってきているわけなんですけども、その辺の煮詰まり方というんですかね、その辺は今どのような状況になっているのかお知らせしていただけますか。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

奈良交通の和東木津線の運行につきましては、この議会のほうでもかねがねご質問等いただいておりますというところでございます。

今、ご質問にありましたように、懇話会のほうでも一定の提言をいただいておりますというところでございます。一定、乗降調査等も実施させていただいておりますわけございまして、その結果等を踏まえた形で今後の対策を検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

当然、どうしても和東小学校以東の乗車名数が低いという現状でもございます。その現状を踏まえた形で今後の路線というか、ダイヤの編制も検討していかなければならないというように担当課のほうでは思っておりますのでございます。一定、湯船区のほうへは、区長様のほうへはこの現状をお伝えして、今後の対応につきまして、また協議をしていきたいという申し出はしておりますというところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

それでは、私のほうから一つ質問させていただきます。

観光のことなんですけれども、観光のPRで、いわゆる宿のほうについてはPRのほうはどのようにされているのでしょうか。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

宿泊の関係になりますが、現時点では、和東町山の家改修中ということもございまして、宿泊を中心とした案内というのは行ってないと認識しております。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

今後、観光を行う場合、宿は重要な問題になってきます。町長はよく民宿民泊というものを言われますけれども、まず民宿民泊についての定義を教えてくださいませんか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

俗に、民泊と言われる国が言うているような、マスコミとか言っている民泊じゃないに、農村民泊ということで、教育観光とか生活体験で泊まっていただくのは無償で泊まっていただいて、その体験料という形のものが俗に言われている農村民泊でございます。

民宿につきましては、各部法令、例えば旅館業法、食品衛生法とか、また先般、一般質問でもございましたように、京都の福祉まち条例とか、そういうあらゆる条例とか許可とかをとらえているのが農家民宿。その農家民宿の中でも、大きさ、例えば33平米以下につきましては緩和措置が設けられていると。緩和措置いうても、一定の

区域、「命の里」事業、和東町では「命の里」事業を取り組んでいますけど、その中につきましても、一定緩和措置が設けられたということで、民宿というものにつきましても、そういう類のものでございます。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

申しわけございません。先ほどの答弁を訂正させていただきたいんですが、宿泊施設がないと認識していると言ったんですが、済みません、農家民宿ということで、白栖のほうで1軒営業しておるところがございまして、そちらのほうは農家民宿としてはしておられるんですが、町全体で強化して、そういう形で宿泊をとということでしてはいることではないという形でしておりますということで訂正させていただきます。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

和東で民泊を行う場合、一応、ホテルや旅館法には今のところ抵触するということはないんでしょうか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

今現在、和東町で農家民泊ということで、体験型ということで教育観光とか、そういう類のもんで、それ以外につきましても、抵触するということで許認可が必要かというように思っております。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○ 5 番（井上武津男君）

農家民泊の分についてはそういう形でわかりましたけども、空き家を利用した民泊を行うとした場合、どのような問題が生じるんでしょうかね。ちょっとその点について教えていただけますでしょうか。

○ 議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○ 農村振興課長（北 淳司君）

空き家につきましては、この間の一般質問でもございましたように、一般的には、貸し主と借り主から借りてやるということで、そこで民泊というような形というものは今のところ考えておりません。

ただ、お試し住宅といいまして、町のほうが借り上げて一定の期間体験をしていただくというケースがございます。あくまでもそれはそこで自分が自炊をするということでございますので、空き家のほうは若干違うように考えております。

○ 議長（畑 武志君）

5 番、井上武津男議員。

○ 5 番（井上武津男君）

空き家とか、そういう農家民泊の場合の問題が出ているについては、町はこれから先どのような意識を持ってやっていこうとされているのか、その点についてまたお願いいたします。

○ 議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○ 農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

近年、活性化センター、雇用促進協議会ということで、農家民宿についてのセミナーを数回開催しております。その中で保険証とか、また係る所管のほうの担当の方を

お招きして講習会等もやっております。その中で、農家民宿をとられる方については助言したり、またいろいろ各方面の担当の木津の土木事務所の建築確認等も協議しておりますので、そのような形で今後進めていきたいと、かように考えております。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

ありがとうございました。

民宿民泊については、それで終わらせていただきます。

農林業費府補助金についてお聞きしたいことがあります。

これに関連して、環境保全型農業直接支払交付金というのは、これはどういうものなんでしょうか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

そちらのほうにつきましては、和束町におきましても茶業ということで、有期農家、化学肥料とか農薬を使用しない団体等の補助金ということで、和束町につきましては3団体ございます。その補助金でございます。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

ありがとうございます。

それとは問題は変わるんですけども、最近、サルの出没には余り住民のほうから聞こえてきませんけども、最近どういう状態になっているか、そのことを少しお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

サルの出没なんですけども、この間ちょっとあったんですけども、最近、サルが出てきたという連絡については、前回の夏ぐらいのカウントは非常に少なくなっております。

その原因と思われるのは、山になりものとかあるので、まだ里のほうにはおりてきてないと。頭数自体につきましては余り変わらないと思うんですけども、今後、また出てきたら、9月補正ですか、予算も計上させていただいた個体調整の調査にも今後役立てていきたいと、かように考えております。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

1点だけ質問させていただきます。

先ほど岡田議員が質問された項目なんですけど、14ページの地域住民による地域観光資源充実支援事業費として1,050万円が計上されているわけなんですけど、今、和束町は観光のほうにかじを切っておりますが、それは主に景観の観光ということがメインだと思います。しかし、和束町には金胎寺という鷲峰山ですね、あそこの寺はかなり古くて、由緒ある建物だと思うんですけども、そのPRが全然なされてないと思うんですけど、観光資源というものは限りあると思います。だから、そういうものをもっとPRするような方策を考えておられるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

鷲峰山金胎寺につきましては、日本遺産の認定の要素を含めまして、和東の歴史ということでも非常に重要な場所だというふうには認識しておりますし、役場のほうへの問い合わせの電話につきましても、正直言いますと、金胎寺へ行きたいんですけどという問い合わせのほうが一般的には多いというのが実情でありますので、お知らせの仕方については、今のところ東海自然歩道という形でのお知らせをしているんですけども、ちょっと考えてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

せんだって、いつだったか忘れましたが、宇治田原町がそういうチラシをつくっているんです。宇治田原町にパクられているような感じですのでね、やはり和東町もそのチラシ等をつくっていただいて、そして、東海自然歩道の参考にはよろしいかもわかりませんが、林道がありますのでね、あの林道を利用して鷲峰山へ行く行程表等をつくっていただければ、もっとたくさんの観光客が集まると思います。

そして、これは政教分離の問題もありますので難しいかと思いますが、9月になるといつも護摩焚きをやっておられます。しかし、和東町からの参加者が非常に少ない。よそ市町村から来られる方が多いですので、その辺のPRもうまくできたら、政教分離に関係ないようなPRができたらと思っていますので、また役場のほうも何か考えていただきたいと思っています。

以上で質問を終わります。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

宗教行事といいますか、いわゆる生活行事につきましては、例えば天満宮さんのお

祭りとかということも含めて、和東町の文化のホームページ等々でも紹介をさせていただくようにしておりますので、そういった金胎寺のほうの事業も含めまして、今後、内容を検討していきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

どうもありがとうございました。

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

あと幾つかお願いしたいと思えます。

先ほど岡田議員のほうから、また今、村山議員のほうからも観光PRの関係についてありましたけども、いわゆる今回、外国人の観光客とか入り込みの方に対して英語とか中国語表記でパンフレット云々という話もありましたけども、もちろん観光という点でそういったことはどこでもやっていますし、それはそれでぜひお願いしたいと思えますけども、そういう点ではパンフレットもそうなんですけども、やはり人的な部分でそういう方がどんどんふえてくると。今度、山の家なんぞも改修後は、先日の委員会での説明では、外国人などのお客さんも一定当てにして運営していきたいというような話もありましたけども、そういう意味では、やはり英語であるとか中国であると、そういったことを語学として対応できるようなスタッフというのは今後どうふうに養成されていくのかというのが一つ聞きたいのと、そしてもう一つは、これはちょっと観点が違うんですけども、やはりそういった外国人の方が入ってくる数が多くなってくれば、いわゆる万が一の災害時での対応というのにも必要になってきます。

そういう点では、避難所であるとかいう部分についての外国語表示とか案内などもつくっていかないと、やはり大変不親切というか危ない状況になるということもありますので、その辺の今後の考え方というか、方向性についてももしあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

そうでしたら、私のほうからは人材の育成の部分についてということで、特段、外国語の育成という形で今、何か事業ということで考えているという状況はないんですけれども、和東町はこれまで例えばNICEということで国際ワークキャンプを受け入れたりする中で、英語が実際達人の方がこちらのほうへ結婚されてお嫁さんに来られているというような例も数幾つか聞いたりしております。実際にそれでボランティアの受け入れで、中期ボランティアみたいな形で、いろいろボランティアしたいんですというご相談をいただくようなこともございますので、また、ちょっとそういった方とのつながりというのを大事にしながら、また形を組んでいけたらいいなというふうには考えてはおるところでございます。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

避難所の誘導看板の関係をお答えさせていただきます。

避難所の誘導看板につきましては、岡本議員はかねがねご指摘もいただいております。その改善についてご指摘もいただいておりますというところでございます。当然、避難所の誘導看板につきましては重要なものと認識しておりますところでございます。

一定、地域に住んでおられる方につきましては、その所在地については重々承知をしていただいておりますけれども、今、ご質問にもございませ

たように、これから交流人口の増加ということで、外国人観光客等の来庁ということも十分想定されるわけでございます。そういった中での多言語の表記というのも当然必要になってくるという認識はしておるわけでございますけれども、これにつきましては、今後、そういった状況を踏まえた形で、いわゆる広域避難所の部分からでも改善していければというように考えておるといところでございます。

以上です。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

私は、先ほどの人材ですね、そういう観点で、今後の方向について少し答えさせていただきます。

和東町の4次総合計画の大きな特徴は住民と協働してまちづくりをする、こういうことであります。そういう観点から、今まで広く、今、ありましたように、住民のサークル、住民活動が非常に地域づくり、まちづくりにかかわってきていただいております。それを前面で置いていくんじゃなしに後方支援をしてきてます。表で余り和東町は出ず、住民の運動を前面に出、後方支援的にやりながらやっております。

そういう中で、非常にこのところ、先ほど古田課長の答弁にもありましたように、NICEとも早くから住民の団体が率先してやられて、そして今、そういう中で結婚もされ、その奥さんは英語もしゃべれると、こういうことで、そういう人たちが今度はまちづくりに参加する、ボランティアに参加する、そういう今、サークルづくりにかかわっております。

今後の方向としては、国の方向なんかは、きのう、おとついですから、農政局のインバウンド推進機構の企画委員20名が和東町のそうした先進的な住民の主導でまちづくりをしていることを視察されました。そしてまた、そこで新しく生まれてきているのが、和東未来づくり工房というのも新しく住民のボランティアで生まれておりま

す。外国語をしゃべれる方が構成メンバーに入ってこられたと。そういった人たちの力をこれからはかりてやらないと、和東町で中国語できる、英語できるというのはなかなかできないわけなんです、いわゆる財団法人活性化センターとか、また未来づくり工房、そういうところで人材をボランティア、またいろいろと参画してもらって、今、まちづくりをしていこうと。

皆さんも今、ご存じのように、非常に住民の方が活発に動いてきていただいております。そういった住民とともにこの地域づくりをしていきたいと、このように思っております。そして、インバウンドの傾向というのは、国も積極的に進めております。京都府も進めております。これにのって和東町のまちづくりをしないという手はありません。ここにのって和東町の未来づくりに進めていこうと、こういうことであります。

和東町の根本は茶の景観ですから、茶の景観を守るというのは、何といたってもお茶が高く売れなきゃいかんというところにつながってくるわけなんです、絶対そういうところへこの観光はつながっていくわけですから、そういう方向でみんなと一緒に地域づくりをやっていきたいと。あくまでも和東町は後方支援をしていくと、こういうことで今後とも進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いずれにしても、そういった外国人の方が来られる機会がふえるということは、語学もそうですけども、言葉もそうですけども、文化の関係であるとか、いろんな違いもいろいろ共有しながら交流していくということになると思いますので、それも含めていろいろと対応していただきたいと思っております。

それと、あと、観光に関連して2点ほどだけお聞きしたいんですけれども、一つは、

先ほどありました地域住民云々の観光資源充実支援事業費の関係で、一応、今回、大きくは2カ所のトイレ設置というふうに聞いております。具体的にどこに設置されて、またどのような形式のトイレを予定されているのか。それから、設置した場合、やはり後の管理というものがあると思うんですね。そういったものはどのような形で管理されようとしているのかその辺、説明をいただきたいと思います。

それと、もう1点はですね、やはりいろんな方がそういう目的で来られるという状況の中でいいますと、先日、奈義町のほうに行かせていただいたときもそうだったですし、いろいろなところに行くときにそう思うんですけども、一定やはり電気自動車等のスタンドとかいうのも整備されてるところがありました。奈義町も初めて行かせてもろたときのいわゆる昼食をとらせていただいた施設にも設置をされておりましたし、いろいろそういうのも一定ふえてきているとは思いますが、コンビニ等設置されているところも今ふえてはきていると思うんですけども、その辺の今後の方向性がもしあればお聞きしておきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

はい、お答えいたします。

トイレにつきましては、一応、こちらの事業につきましては、町が施行するのではなく補助事業という形になりますので、地域のほうから声を上げていただいて、それを応援させていただくという形になります。ですので、管理につきましては、手を挙げていただいた方、地域の方のほうでお願いするというのが前提ということで考えておるところでございます。

2カ所お聞きになっているというのは、まだそこに当然、補助制度を募集しますので、決まっているということではありません。しかしながら、トイレというと大きい話ではございますので、現在のところ、和東天満宮のほうでそういう形で観光客向け

のトイレを設置したいという要望ですとか、あるいは原山区のほうからもそういう形のお話を聞いておりますので、こないなこの国のがとれましたよということで募集をまたしますので、ちょっと考えておいてくださいという形でさせていただいたというのがございます。

以上でございます。

電気自動車の関係につきましては、現在のところ特に事業化等を検討している状況はありません。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

もう1点だけお伺いしたいと思います。

先ほど町長のほうから、協働という話も出ましたし、そして基盤産業もお茶だという話も出ました。

そこで、いろんな農家の方とお話をさせていただいている中に、お茶の間は援農とかいうような形でお手伝いをいただいて、また雇用していてもいいよねという形でさせていただいているわけなんですけども、農閑期の10月以降、2月、3月ぐらいまでは農閑期ということで、農家はお茶栽培していると収入がない。その収入のないときにどのような裏作を考えたらいいんだろうかと。

それについては農家の方は、今、ナバナをやってみたり、あるいはケールですかね、そういうようなことに今、取り組んで、農閑期の間の人件費をそういった事業をしながら雇用をやっているというふうな動きもあるわけなんですけれども、今、そういう形で人手不足、だからよそから雇いたい。しかし、支払う給料が農閑期はなかなかできないと。

そこでためらっているというふうな形になっていると思うんですけども、その辺に

ついて農村振興課長さんにお伺いしたいんですけども、今、和東でそういった動きの中でどういった仕事内容いうものが生まれてこようとしているのか、その辺についてまた情報があればお聞かせください。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

今、岡田議員がお話しあったように、ケールということで、そうとう件数もふえて、一定金額も安定した金額が得られるということで、活性化センターですけども、そちらのほうが進めていただいていると。

当然、ちょうど農繁期から外れた時期からやるということで、今後そういうような形で農家にそういう6次産業じゃないんですけども、そういうのを今後含めていって雇用を図っていききたいと、かように考えております。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

これは特定の方から聞いた話なんですよね。だから、そういったPRをもう少し積極的にやっていく。あるいは、一反でどれぐらいの収入が上がっているとか、そういう統計は出てますか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

今、そういう統計とかを活性化センターのほうでやっていただいていると。それが出ましたら、農家の方にこういうもんなんですということを普及していききたいという計画

を持っていますので、その計画が出た段階で皆さんにお知らせしたいというように思っております。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

商品開発をされて一生懸命やっておられるのは精華町の観光課ですか、商品販売をされているというふうなことなんですけども、それにお手伝いを和東町はどれぐらいかかわってやっていけるかと。それによって農閑期の収益確保、農家の方がどれぐらいできるかというその見通しをこれから発信をお願いしたいと思うんですけども、その取り組み方について今後の決意いうんですかね、考え方いうんですかね、お聞かせいただければありがたいと思います。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

当然、農村振興課には営農組合とか各種団体がございます。そういうときにちょっと機会で、そういう報告なり、今、こういう取り組んでいることとお話しして進めていきたいと、かように考えております。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

はい、ありがとうございます。

そちらのほうでできたらお茶にかわる農閑期の代替農産物ということで、和東町と精華町がタイアップしながら、協働しながら、次の産業として成り立っていけばいいかなと、ありがたいかなと、このように思っております。

それで、和東町で取り組んでおられるミズナ栽培、これはどういうことになっていきますかね、今のところ。一時は花火が上がったんですけども、最近、ミズナ栽培どうのこうのいうことで、京野菜どうのこうのとおっしゃってましたけども、その運営方法、今後どういう方向に向かっていっているのか、その点、まだぼけてますので、ハウスでつくられてもう数年たっていますんで、そこそこの見通しなり成果なりを報告していただかないと困りますと思いますけど、いかがですか。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

ミズナの栽培状況については、基本的には活性化センターのほうでハウスを何面か使ってつくっているという状況ではございますけれども、とりあえず活性化センターでつくっている中では、1人分の給料が出せるかないうぐらいの、いわゆる収支バランスについては研究が進んでいるというふうには聞いているところなのですが、申しわけございません。詳細については私のほうで把握できておりません。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

その件については、基本的なところから抑えないと、1点で見てどうや、ああや言うところではありません。

ご質問いただきましたように、援農というのは、茶の忙しいときだけ行って、あと暇やから1年間続かんと。だから、1年間続くようなことをやるともっと援農も行きやすくなる。そして、援農の果たす役割は新規就農につながってきていると、こういうことだから、和東町の高齢化してきた農業には非常に大事だという、これを抑えております。

そういったことで、今度は課題としてその間どうするかというときに、今もご質問

がありましたように、この農閑期のときに農業をどうするか。それと農地の休耕中は
どういうふうにご利用するか、そういったものは、当然、和東町も課題になってきます。
高齢化でも優しく使えるもの、また農閑期に栽培できるもの、町ではなかなかできま
せん。そして、営農組合にやってくださいねと言ったかて、営農組合もお茶中心で、
そこまでなかなかいかない。そうなったら、和東町の行政主導とは言いませんが、行
政でやりませんから、活性化センターとか、そういう財団でやってもらいましょうか
と、こういうことで生まれてきました。

その一つがミズナであります。ミズナでもそういう方向に結びついていますが、な
おかつ独立していけるということでもあります。

もう一つはハーブに取り組んでいます。これも今、取り組んで、これも雇用促進協
議会と新しい雇用の場を図ろうということで、若年、若い人が魅力を持つ、お茶との
マッチングできる、そういう今、6次産業という面からも今やってもろうています。

それと一つは、言われたように、精華町のケール。精華町のケールというのは農協
を通じてやっております。だから、現在、農協に軌道が乗りつつあるものを和東町で
タイアップでやっておる。和東町のメリットは何か。各個人の家でお茶工場を持って
おられます。お茶工場を乾燥する場に利用していこうということで今、マッチングし
ております。これが成功すると大きな産業が見込まれる。

まだ、こういう方向の中で今、一生懸命、まだ活性化センターの手のもとにあるの
が現状です。早いこと営農組合とか農家のほうへ移っていくように今、努力している
方向にあるわけですから、これからも活性化センターや町に任せただけやなしに、
さっきの住民との協働やという意味で、いわゆるハーブ栽培農家組合とか、いわゆる
ミズナ栽培農家組合、今できかけていますが、まだ一つはナバナのああいふ問題とか
ですね、今ちょっと気候が暖かくてナバナはちょっと不振ですけどね、そういう方向
をどうしていこうかということ、農村でいえば農家とタイアップできるような環境
づくりをしていく。一応、いろんな方向でメニューは持っておりますが、農家の人に

そういったことで食べていってもらわなきゃならない。それに移行するのに今、努力しているところです。

これは議員の皆さん方も町行政も一緒になってこの課題を解決しないと。なかなかよそから援農に来てもらったら、6カ月や5カ月だけではいかんと。通せる間隔はどうするか。もう一つはお茶畑やなしに休耕田をどう利用するとか、また第2の農政をどうするか、ここをともに考えて軌道に乗せると、こういうように今一番頭を痛めているところですので、今後とも課題の途中ですので、一つ支持して援助していただくと、こういうことで、もう一つは参加していただく、こういうことをひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（畑 武志君）

岡田泰正議員、補正予算と少しずれ込んでいますので。

4番、吉田哲也議員。

○4番（吉田哲也君）

それでは、1点質問させていただきます。

資料No.53のページ90の中で、一般会計補正予算、総務費、総務管理費、企画費、負担金補助及び交付金、補正額が240万円、新技術地域資源開発補助事業補助金についてお伺いいたします。

ページ7の歳入にも、諸収入、雑入に同名で同額の補正がありますが、補助先及び具体的な事業内容について説明をお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

新技術地域資源開発補助事業補助金ですが、国の一般財団地域総合整備財団というところに補助事業を交付申請しましたところ、交付決定をいただきまして、全額補助

ということで、内容につきましては、先ほど町長の答弁の中身にありましたような中身になるんですが、和東茶と和東産ハーブのブレンドティの開発ということで、6次産業化というところの部分の補助金ということで、取り組み先につきましても、和東町活性化センターのほうでということで支援させていただく内容というふうに考えておるところでございます。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

それでは、2点だけ質問させていただきたいと思います。

今回、総務費の中で備品購入ですが、公用自動車購入、交付金事業として150万円、それから今度は農村振興課のほうになりますが、備品購入費、公用自動車100万円と、こういうふうに2台の公用車の購入が計画されております。今回購入されることには何ら異存はございませんが、その入札またその体制ですね、町内で購入されるのか、またその辺の、これまででしたら各課課長が担当して責任を持って購入しているという段階であるというふうにお聞きをしておりますが、改善を求めてもきましたが、この辺どのように改善されるのか、お伺いいたしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

公用車の入札のご質問にお答えいたします。

竹内議員から以前にもご質問いただいていたというところでございます。ご質問にありましたように、公用自動車に購入に係る入札等の執行につきましては、現在のところ、以前と同様の各課において執行していただいておりますというところでございます。

基本、一般的な軽自動車、乗用車、特殊な自動車でない限りにつきましては、町内

の業者を指名して、入札を執行して、購入先を決定しておるというところでございます。今後、そういった形の入札を一元化するという方向性につきましては、まだ検討中ということで、現時点では定まっておらないというところでございます。

以上です。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

今回も従来どおりの購入を予定しているというふうに答弁をいただきました。しかし、これはやはり改善していく必要があるというふうに思うわけでございます。

それは、各課におきまして課長が担当して計画を立てて購入をしていくというふうになれば、例えば、Aのお店で総務課は購入をする。また、農村振興においてもAのお店で購入するというふうになることもあるわけです。そうなりますと、町内の自動車を販売されているお店は何軒かございます。そういったところに順番に行くとか、また値段が安いところに行くとか、そういった関係も出てくるかと思えます。それに合わせましてですね、やはり一元化という中で、どこかでやはりそれはきちっとしていく必要があるんじゃないかというふうに思うわけですが、それはどういった考えでこれから検討をされていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、公用車の購入であります。公用車を購入する場合は、どこの課にあっても、今、総務課長が答弁いたしましたように、修繕とか後々の管理もお願いせなあかんというか、維持も修繕とお願いしなきゃならん。遠い業者では成り立たんということです。

そういうことで、全て町内の自動車の方を指名して、そこで入札をいたします。随意契約をとれる範囲は、よっぽどその企業に、ここやさかいにという随意契約を立

てられますが、今のご時世、順番というのはできませんので、やっぱり入札で最低価格を落札していただいたところへ契約すると、こういうことになっております。

もう一つ、どこの課でも、農村にしても建設にしても同じいいですか、これは和東町の町内業者を選んで、時期が違うだけで案内状を出すのが農村で出すか、建設課で出すか、総務課で出すかだけのことですが、入ってこられる方は全部、先ほどの条件にかなうところだというように思っております。そういう意味で入札をしていくと、そういう公平性を担保していくと、こういうあり方ですから、今のを形式的に規範するところは、入札を規範するところとか、そういう業務に当たっているのは各課ですけれども、考え方は和東町としては一本です。

もう一回繰り返します。修繕等いろいろお世話になっていかなきゃならん。買うたときで終わりじゃない。そういうことから、町内の業者が便利がいいと。希望のある、指名したら応じてもらえるところの人に、何ぼで入れますよという価格の競争をしていただきます。そういうときは当然、条件もお示しさせていただいております。いわゆる管理はこうですよとか、車検はこうですよとか、こういう条件をお示しさせてもらった上で札を入れていただきます。そして、札を入れていただいた一番安い価格をもって契約をさせていただく。これ以外何物もありませんので、改善の方法も何もないわけで、今度考えられるのは、和東町内という指名じゃなしに、一般競争入札に付すると。条件が町内というようにつけると、こういうことになろうかなと。もし、改善の余地があったらそこだというように思っております。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

入札に関しましてはですね、今現在、公正公平という形でとりに行っていただいているということで、そういうふうに理解していいわけですね。はい、そのように理解をいたしております。

次にですね、これは未来戦略の一括交付金、グリーンティ和東の改修費用として200万円が計上されております。これはどういったことを予定していただいているのか、農村振興課長ですか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

未来づくり一括の交付金ということで、これにつきましては、地域力の古田課長も言ったように、「お茶の京都」の交付金の事業でございます。

グリーンティ和東の1階の研修室がございます。そこのクロス等が相当古くなつてはがれている状態、ここをまず改修したいというふうに考えております。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

クロスといいますと、壁紙を張りかえるということによろしいのでしょうか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、そのとおりです。壁紙でございます。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

これはグリーンティ和東のかなり老朽化もしております、全てに対して見直しをしていかなければならないような時期に来ているのではないかというふうに思うわけですが、本当にこれだけたくさんの方をお迎えするようになっております。そういった

中で、間口が狭い。入ったところに非常にすっきりとした感じが見えてこないというのが最近のお客様の声であると思います。そういった声も聞かせていただいておりますので、今後、もう少し大きな改善が必要になるのではないかというふうには思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。開設をしていただいて8年になりますが、その辺についてのお考えを確認しておきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えさせていただきます。

これは京都府の「お茶の京都」というのがこれから進められようとしておりますが、ことしはいわゆる北で海の京都というのがあります。来年28年度は森の京都、そして再来年度、29年度に「お茶の京都」というのが本格的にイベントなりいろんな事業が入ります。そのときに「お茶の京都」の拠点というのが多分和東になってくる。その和東の中の拠点というのが、何回か答弁させていただきましたように、グリンティ和東周辺だろうと思います。

一方では、それに合わせて、グリンティあたりの周辺整備、拠点整備をどうしていかうかというのは早く構築していかなきゃならないと思います。そういうことに合わせて、一つはグリンティをどうしていくのか。今、申された話もその中に上がってくる話ですね。それを一方では考えていかなきゃならないと思っています。

ところが、今回の細かいマイナーチェンジみたいなことをやっていますけれども、これはご存じのとおり、早く戦略を立てて出させていただいたことによって高くいただくというのか、早いこと立てたことの、国のほうのよう立てたというような話で上乗せをしてくれと。その上乗せの金額も大体決まってまいります。うちから上げたやつが上乗せしてくれるんじゃないしに、上乗せという金額が来ますから、なかなか今より全部改築とか改良しようと思ったかて、その金額が上乗せで来ないと。そしたら、上

乗せで一番来ないで有効的に今、使えるもの、それと来年の3月までに使えるものとなったら、こういうマイナーチェンジみたいなものしかなかったわけなので、そういう面の事業を今回補正させていただきました。

あわせて、今、ご質問ありますように、これからの考えというのは、もう少しじっくり、拠点という中で考えていくべきだと思っておりますので、もう少しこれについては時間をいただきたい。この補正については、3月までには少ししかくれない中でどうしようかというやつを今、前向きに、積極的にとりにいってもうてできた事業だと、当てはめた事業と、こういうことをご理解いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第53号 平成27年度和束町一般会計補正予算（第4号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第53号 平成27年度和束町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

議案第54号 平成27年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第54号 平成27年度和束町国民健康保険特別会計補正予算

(第4号)は、原案のとおり可決されました。

議案第55号 平成27年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第55号 平成27年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

議案第56号 平成27年度和束町介護保険特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第56号 平成27年度和束町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ではございますが、ただいまから午後2時40分まで休憩いたします。

休憩(午後2時30分～午後2時40分)

○議長(畑 武志君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第58号 和束町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長(堀 忠雄君)

議案第58号の提案理由を申し上げます。

消防団を取り巻く環境の変化により、団員確保が課題となっているとともに、平成25年12月に公布、施行された消防団を中核とした地域防災力の充実・強化に関する法律を踏まえ、団員の確保体制、団員の処遇改善を図るため、本条例の一部改正について提案をさせていただいた次第であります。

どうか慎重なご審議をいただきまして、ご承認賜りますようよろしくよろしく
お願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

それでは、議案第58号のご説明を申し上げます。

議案第58号

和東町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例
上記議案を提出する。

平成27年12月18日提出

和東町長 堀 忠雄

次のページに一部の改正する条例文を載せさせていただいております。議長のお許
しを得ましたので、資料に基づいてご説明を申し上げます。

資料No.58の条例の新旧対照表をよろしくお願ひします。

今回、団員の種類ということで第3条を新たに規定をいたします。

消防団に置く団員は、基本団員及び機能別団員とする。

2 基本団員は、機能別団員以外の全ての団員とする。

3 機能別団員は、町長が規則で定める特定の任務に限り従事する団員とするとい
うこととございます。

続いて、任用でございます。

従前の第3条、第4条といたしまして、いわゆる任用できる範囲の項目を第1号の
当該消防団の区域内に居住する者に（消防団の活動に支障がないと団長が認める区域
に居住する者を含む。）または在勤する者と、この文言を追加いたします。

次のページでございます。

年報酬と費用弁償をそれぞれ引き上げるということでここに表を挙げさせていただ

いておるといところでございます。

おめくりいただきまして、和東町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正概要に基づきましてご説明を申し上げます。

改正の背景でございますけれども、町長の提案理由にもありましたように、平成27年4月1日現在、和東町消防団の団員数は204人で、条例定数の276人から72人減の状況であり、年々減少しており、災害時等の地域防災の要である消防団員の確保等に係る対策が喫緊の課題となっております。

上記のことから、和東町消防委員会におきまして、本町の消防団施策について協議をしていただき、町長へ和東町消防団施策に関する建議書が提出されたことに伴いまして、建議書の内容を踏まえまして、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますけれども、先ほどご説明申し上げましたように、機能別団員を導入いたします。

現在の消防団活動を行う団員、これは基本団員でございますけれども、それに加え、限定した任務に従事する機能別団員を追加するものでございます。機能別団員の任務等については、別に規則で定めることとしております。

任用資格の拡充でございます。

団員資格が区域内居住者に限定されていることから、現在の団員の実情を踏まえまして、区域外居住者、在勤者についても団員資格を有することに拡充するものでございます。

あと、団員の処遇改善ということで、平成25年12月に公布されました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律によりまして、消防団員の報酬及び手当について増額の措置を講ずるよう法整備がなされたことから、近隣市町村の状況も踏まえて、本町においても一定の増額を行うものでございます。

ここに団員の報酬額の新規をつけさせていただいておるといところでございます。

団長につきましては12万円を15万6,000円、副団長を6万円から7万8,0

000円、分団長を4万5,000円から5万4,000円、副分団長を3万5,000円から3万9,000円、部長を3万円から3万8,000円、班長を1万8,000円から2万4,000円、団員を1万4,000円から1万8,000円、指導員に対する加算の報酬は9,000円に変更はございません。

今回新たに導入いたします機能別団員につきましては、報酬は5,000円と定めるといふこととございます。

出動手当につきましては、水火災の場合、現行1,200円を2,000円に、警戒は1,200円で据え置き、訓練の場合、1,000円を1,200円に引き上げるといふこととございます。

これにつきましては、28年4月1日から適用するといふこととございます。

次のページが機能別団員及び機能別分団の概要といふ表とございます。

機能別団員の活用事例といふところとございます。基本団員につきましては、現在の消防団員の活動で変わらないといふこととございますけれども、機能別団員につきましては、特定の活動に参加する団員といふことと、OB団員を想定しておるといふところとございます。これにつきましては、災害防衛活動といふことと、あと、大規模災害活動といふ活動で、いわゆる有事の際のみ活動していただくといふ機能別団員とございます。

次のページがその機能別分団の導入後の組織図の案とございます。湯船・東・中・西のこの構成には変わりがないといふこととございまして、機能別団員、想定しておるOB団員につきましては、出身の部へまた所属していただくといふ想定をしておるといふところとございます。

なおかつ、任用条件を拡充したことと伴いまして、機能別分団を設置して、いわゆる職域部と女性部を設置する予定をしておるといふところとございます。

この職域部と女性部とございますけれども、前のページの機能別分団の概要とございます。ここに書いてある機能別分団で例1の役場職員で構成といふ形で、これは職

域部ということで、職員で一つの部を構成する計画をしております。これにつきましては、有事の際の活動を想定しておるところでございます。ただし、大災害時等につきましては、職員ということでございますので、町の災害対策本部設置時につきましては、そちらの要員として活動をしていただくという計画でございます。

あと、女性消防団員の登用を4月から図るということでございます。女性消防団員につきましては、基本重点的に行っていただくのは、火災予防の防火パトロールと火災予防運動、あとは広報活動、こういった形で啓発を中心に従事していただく女性消防団員を設置するという計画でございます。

次のページでございます。

この条例改正案につきましては、和東町の消防委員会へ諮問させていただいて答申をいただいております。

朗読します。

7 消 委 第 5 号

平成27年12月8日

和東町長 堀 忠雄 様

和東町消防委員会

委員長 北 昇

答申書

平成27年12月8日付け、7総務第445号をもって諮問のあった事項について、下記のとおり答申する。

記

1. 和東町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例

原案に異議なし

以上の答申をいただいております。

説明につきましては以上でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

条例の一部改正の背景、条例定数から72人減ということはよくよくわかっておりますし、もう大分前からこのような状態になるということはわかっていたはずですが、一番、和東町の消防団のトップの町長にお聞きいたします。

私は、町長が町長になられる議員を6年ほどさきにさせていただいております。その間、消防員もさせていただきました。消防員の中で議事録になったら困りますからね、きょうはしゃべっていますから、消防委員会のほうでこのような状態になるから、それは町長、15年、16年、町長になられるときにクロスしていると思うんですが、多分、町長になられないときに私、やっているはずなんですね、このことは消防委員会で発言させていただきました。

まだ、そのときは、定数はこんなに割れてなかったですけど、和東に住民票を置いてない人を和東の消防団員として扱って、そして定数を維持しているというのは非常におかしいと。やはり近隣市町村から消防の操法の訓練、出初め式、そのようなときだけに出てもらって、それで人数合わせをしているような状態でしたら、時とした時にどうなるんですかと私は消防委員会で発言させていただきました。それは見直し、そして、できなかつたら中部消防署というのができているんですから、そこの充実を図るべきだと、そういうふうに進めていかないと、国・府から補助金が出ているはずですが。それは住居地の人が団員になり、団員がけがをされたり、いろんなことをされたときに保障するものであって、住居地じゃない人の人数合わせをするためにそのようなことをしているのではないと思いますということを私、言いまして、そして、それは是正をしていかないとだめだということを言いました。多分、堀町長が町長にな

られてから一度この話を町長ともした覚えがあるんですけど、ようやく今になって改正され、そして運用方法がちょっと変わったと。

それでも、団長が認めたら区域外住居者、在勤者も認めるというように今なっておりますけれど、やはり町内に住んでおられない、住民票のない方はこのような方法に持って行って、そして考えていかないと、やはり補助金というのはどうい税から来ているものです。やはり一つ扱い方を間違えれば、悪い言葉で言えば、国・府に詐欺しているみたいなものですよ、町長、はっきり言って。こういうような議事録に残ることを私は言ったらだめだとは思いますが、消防委員会のほうではそういうことを言わせていただきました。

どうですか、このような考え方を私しているんですけど、何かちょっと変かなと思ってずっときた中で、もう消防委員会もなくなり、このような委員会の中で私、発言することもなくなりましたし、そしてきょうまでいろんな消防に関する、いろんなちょこっと見てたり、議案になって出ていることもありますけれど、私はこのような発言はしなかったですけども、ちょうどいいときだと思ってきょうは発言させていただきました。この私の思っていることをどうかと思うようなところがありましたら、ひとつ答弁していただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま小西議員からいただきましたご質問にお答えさせていただきたいと思いません。

ちょうど私どもも入っているときとか、また消防団のときには600人を超える団員がいたわけなんですけど、しかし、近年、人口減もあって、外へ人口も流出され、こういうことから、ちょうど今、小西議員が言われた十数年前になるんですか、10年余り前になるんですか、非常にそういう状況が顕著にあらわれてきて、小西議員もそ

の辺を危惧されながら、ただいま委員会の中で申し述べておられたと、こういうことで理解させていただきます。

その当時は、その実態としては、それでありますが、非常に消防団の維持する上において、今回の法律改正持っていく環境的な条件が、この近隣、うちだけやなしにですね、全国的になかなか環境整備がされていなかったと。それで、今回、なぜこれをおくれて今になったかと申しますと、さっき私、提案理由でも申し上げましたように、平成25年12月に公布・施行された、消防団を中核とした地域防災力の充実・強化に関する法律が生まれたと。今、申されたような実態が法律上も認められていけるといふ方向にきたこの機会に、小西議員が今まで危惧されてきた、そういった中で法律、条例上も整備させていただこうというのが今回でした。

そしたら、これまで何だったんやということなんですが、正直ところ、住居根拠というのを運用面というんですか、非常に分団長とか部長に委ねてきて、余りそこを厳しく目を向けていなかったと。住居というのは、いろんな定義があるわけなんです。住居については、国勢調査でしたら、住基別に気にしませんし、そして、和東町の実態でしたら、お父さん、お母さんが和東町におられて、自分らだけがいわゆるどこの市に住んでおられると。また、家はここに置いておられて、土日帰ってくる。こういう定義になってくると、その人たちの財産を守ると。そして、私たちの親を守るんだと、生命・財産ということから、そういうところの中で、消防団員の少ないところは目を向けながら、私どもの家はきちとした中での定義づけをすれば、今言われたような質問の内容になるんですが、そういうところに余り目を向けず、現実、和東町の消防団員行政を充実させていこうということに合った中で流れてきました。今回そういう実態に合わせて、くどいようですけども、法律が改正されてですね、送って、今回その実態に合わせてと、こういう機会でありまして、この法律改正が、小西議員が言われておるように、もっと早くから、十数年前にこの法律改正をもっとやっておるべきだったかなというのは、一つ国についても思いますが、そういう意味で、今回

後追いですが、実態に合わせた改正があったと。そして、基づいて今回提案させていただいたと、こういうことですので、その辺のところをひとつご理解のほうをよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

町長が言っておられて、思っておられること、考えておられることはよくわかりますが、やはり十何年間かかってようやくここまで持ってきた。そして、私の出身地の湯船でしたら、半数以上が他町村ですわ、はっきり言って。分団長が湯船に住所地がないということです。そういうような状況に陥っているということなんです。ですから、改正が通ったら、消防団員の住所地をもう一度把握し、本当に204名、そのうちの何名がもし事あったときに、招集して、サイレンを鳴らしたたびに来ていただけるかということもつかんでおかないと大変なことになると思います。

そして、一番危惧することは、近畿の近くのところの消防団の方が訓練だといって称して温泉地に行って宴会していたというようなことがテレビで4、5年前も取り上げられてやっておられました。それで、3回か4回追及されて非常に困った答弁されましたけど、そこの消防団の団長も分団長も、だから、和東町の消防団の方はそういうようなことはあるはずがないと思いますし、またあってはならないことです。やはり一度細かいところまで把握されたいかがですか。私はそこまで把握しないとだめだと思います。それをやるということは気持ちありますか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えさせていただきます。

言葉では小西議員が言われたように、はっきりそうしてきちっとするというのが本

来の答弁であろうと思います。しかし、和東町の実態をみたとき、先ほど少しだけ触れましたように、小西議員が住んでおられる湯船区の方で申し上げる地域でも見ていただいたらわかりますように、実態というんですか、やはりお父さん、お母さんがおられて、そして自分らの夫婦だけは仕事もあるさかいに、よそへ転出というんですか、出ていると。そして、帰って来られたと。いわゆる生活が全然断ち切れてない。それをノーというのか、イエスというのか、完璧に出てしまっって、和東はもう土地も皆売ってしめておられないとか、そういう方もおられますので、何を言いたいかといいますと、和東町の消防団員、やっぱり団員の確保というのが非常に重要になってきますので、できる限り確保したいねという気持ちから考えますと、ちょっと背伸びをするというところが出てくるときに、その背伸びをしたところが町長、答弁してんのとえらい違うやけないかと。町長、あのときにきちっと言うてるのにできてないやということになれば、私も水抜きやないですけど、ちょっと緩衝範囲を広くいただいて答弁させていただくわけなんですけど、そういういわゆる消防団員が一義的に今回も解釈なんですけど、やっぱり、さあという防災、消防・消火活動に何とか人を確保したいという、やっぱり守りたいと、これを第一義的に抑えさせていただきたいと思います。

第二義的には、やっぱりきちっと、今、小西議員が言われたように、やっぱりきちっと定義づけをしていかないと、これはいかんと、こういうことも大事であります。この辺をうまく相まってですね、緩衝なんていう言葉を使いましたけども、いわゆる緩衝規定も設けていただいてですね、今後きちっとこの規則にのるような方向に努力してまいりたいと、この辺だけひとつご理解だけよろしく。それほど今、和東町の消防団を取り巻く環境は非常に厳しいということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

町長、私、環境が厳しいということも非常によくよくわかっております。ただ、町ぐるみであらぬ方向に向いているということはあってあってはならないことですか、その辺を危惧いたしますから、よくよく考えて、そしてどのような実態になっているかということを引きちと町長と副町長がわかるようにして、どういうふう to 今度改善したらええやろなということも考えていってもらわないとあらぬ方向に向かっていきますので、その辺をひとつよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第58号 和東町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第58号 和東町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第62号 和東山の家耐震並びに増改修に伴う厨房機器購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第62号の提案理由を申し上げます。

平成27年12月2日に入札に付した和東山の家耐震並びに増改修に伴う厨房機器

購入契約の請負契約金額が700万円を超えましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めたく、ここに提案させていただいた次第であります。

どうか慎重なご審議をいただきまして、承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

それでは、議案第62号をごらんください。

議案第62号

和東山の家耐震並びに増改修に伴う厨房機器購入契約の締結について

平成27年12月2日指名競争入札に付した和東山の家耐震並びに増改修に伴う厨房機器購入契約について、下記のとおり物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

1. 事業名 平成27年度過疎対策事業
2. 備品購入名 和東山の家耐震並びに増改修に伴う厨房機器購入
3. 納品場所 相楽郡和東町大字白栖地内
4. 契約金額 739万8,000円
(内消費税相当額54万8,000円)
5. 契約の相手方 ダイヤコスモ株式会社京都南支店
取締役支店長 村尾将祐
6. 契約の方法 地方自治法施行令第167条第1項の規定による指名競争
入札
7. 納入期限 平成28年3月31日

うかお聞きしたいと思ひまして。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

山の家につきましては、毎週金曜日ですけれども、工程会議等開いております。その中で、1週間分の工程、何をやるかということで、業者またはコンサル等、それで農村振興課も入ってやっております。

その山の家の中の要らないおわんとか茶わんとかございます。そういうようなものにつきましては、一番最初、中の処理をするということで処分されているということは存じてております。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

やはりリニューアルということで、処分すべきものは処分したらいいと思います。プラスチック類等は当然ながら処分すべきだと思います。ただ、聞いていますと、その中にやはり鉄器とか陶器とか、まだ使えるようなん入っていたというようなことを聞いています。だから、鉄器・陶器というのは使い込むに当たっておもむきが変わっていいものになるというようなこともあります。だから、その辺の選別ですね。

月曜日に山の家へ行きましたら、業者の方もいらっしゃいましたけど、夜逃げしたみたいな感じやったというような形で、何ぼ廃棄するものであっても、ある程度のそういう整然としたような形が必要かと思ひますので、現状を見てないのでこれ以上言いませんけれども、やはり原価意識というものを大切にさせていただいて、使えるものは使うと。

個人的な商売をされている方でしたら、リニューアルのときは使えるものは使うと。

やはり出費を極力を抑えるというようなことが基本になろうかと思いますので、今後何かありましたら、やはり原価意識というものを大切にさせていただくというようなことを指導していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

私も村山議員の意見と同じなんですけれど、なぜこんなような状態になったかということの説明していただきたいですね。

リニューアルということは、新規にやるというんじゃないでしょう。新規にやるんでしたら、この前のを使っておられる方が、そしてまた新しくして、そして心機一転、今度の新経営者がやられたらいいことだと思いますけれど、リニューアルということは、直して、そしてまた使えるものは使って、そしてそこで使用していくということでしょう。それなのに、なぜ使い込んで値打ちの出ていくようなものを、そして欠けてもいないもの、使えるものをなぜ捨てるんですか。その辺の考え方はどこから来ているんですか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

その中においても、使えるものにつきましては、再度利用するという事で保管しております。

テラス和束にもいただいたらわかりますように、机とかも全て山の家が使用していたものということで、まずその中で冷蔵庫、クーラー等もございます。そういうようなものにつきましては、再度利用するという事で、その分については保管して今後のリニューアルに設置して使いたいと考えております。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

そしたら、棚卸しを必ずされているはずですよ。棚卸しが皿何枚あった、茶わん何杯あった、みそ汁の漆器何杯あったって、それも把握されているんでしょうね。そして、それを全部持っておられるんですか。残っているんですか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

皿等につきましては、大変申しわけないんですけども、承知してないんですけども、当然新たないうことで、その数等もたくさんはないということも聞いております。今回、リニューアルに向けて新たな器等も今、検討しているところでございます。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

そしたら、ガラスのコップとかお茶の湯飲みとかいうのはどうなんですか。あんなものは使えるんじゃないですか。ガラス類もビール、ジュース、そういうようなもの飲まれるときにつぐグラスもとってあるんですか。棚卸しされたら、何個残っていて、何個破損して、平成25年度のときは何ぼあって、何ぼ割れたかというのも、そんなものも全部把握されているはずですよ、書いてありますよね。わかりますよね、そんなことは。どこでもやっているはずですよ、そういうようなことは。だから、その分が残っていて、そして今度リニューアルするときどこに何ぼ残っていて、そしてそれをどういうふうにして、こん包しておいて、今度るときにまた使うということをやっておられるはずでしょう。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

先ほど言いましたように、一定使えるものにつきましては、活性化のほうでお願いして保管したりしていただいております。大半は私も現場のほうも確認は行っております。使えない状態とか、ちょっと色が変わっているとかいろいろございました。そういうものにつきましては破棄するというので、一定使えるものについてはよけてあるということを聞いております。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

小さいことを細かく言ったら、けつの穴小さいと言われてたら、一定、腹の穴から天をのぞくようなことを言っていると思われまので、3月の議会のときにどんだけの棚卸しさせて、どんだけ残っていて、今度どのような使い方をさせてもらって、そして今度は新規に購入するものとどのような使い方をするというのを調べていただいて、報告いただけますか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

先ほど言いましたように、活性化センターのほうで要るもん、在庫、そこら辺をチェックしていただいておりますので、そちらのほうも一回聞き取って、どれだけ残っているかわかりませんが、調査したいと思っています。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○ 7 番（岡本正意君）

確認なんですけども、今回契約された相手方が入っておりますけども、今回、契約金額がこのようになっております。一応、指名競争入札するということでしたので、今回の契約で何社で競争入札されて、予定価格との関係でどの程度の落札であったか、ちょっと確認のためにお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

指名競争入札なので5社を指名させていただきました、そのうちの2社が辞退、棄権ということで、実3社の入札となりました。

請負率につきましては、詳しい数字は74か75%だったと思っております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○ 7 番（岡本正意君）

それでは、今回、山の家改修が始まったりとか、またその中に入れるこういったものもいろいろ購入していくということが進んでいくんですけども、先日、委員会のほうで、いわゆる山の家のリニューアルした後の経営方針といったものを一定説明をいただきました。いろいろ資料も一定出していただいたんですけども、今回、こういう契約案件ですから、いろいろあれですけども、ただ一つ聞いておきたいのは、やはりあぁいった中身といたら大変大事だと思ったんですね。この間、この改修自身のいろんな工事の請負等に絡んでの議論の中でも、やはりリニューアルした後の経営がどうなるのか、実際にやっていけるのかといったようなことも、大変、議会からもそういった声も多く出されておりますし、住民の中でも、山の家改修そのものはいろんな意味で必要なのかもしれないけれども、やっぱり経営的にはどうなのだろうかというのは大変話題にもなっております。

そういう点で、ああいった経営方針というのは一定の専門家の方というか、入れてやっていることはわかったんですけども、あの辺のことは町としてはどのレベルで共通認識としてわかっているのか。

○議長（畑 武志君）

岡本議員、今回は備品購入ですので外れないように。

○7番（岡本正意君）

外れておりませんので。

町としてああいった議論というのはどこでされているのか、また、今後やはりもう少し広く今後の山の家の内容についてもありますので、どこまでああいったものを公開されて、経営方針について議論されているのか、それをちょっと確認だけしておきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

山の家につきましては、先ほど岡本議員から話ありました、アドバイザーに来ていただいて、その経営方針とかいろいろ教えていただいている。また、そこに携わる者につきましては研修等も行っております。機会がありましたら会議のときには私なりは参加させていただいて、いろいろアドバイザーの話も聞いております。

また、機会がありましたら、議員の皆様にも、途中ですけども、また報告等も兼ねて今後やっていきたいと、かように考えております。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第62号 和東山の家耐震並びに増改修に伴う厨房機器購入契約の締結についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第62号 和東山の家耐震並びに増改修に伴う厨房機器購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第5、同意第5号 和東町町有財産管理委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

同意第5号の提案理由を申し上げます。

和東町有財産管理委員会委員の任期満了に伴い、新たに同委員の委嘱をいたしたく、和東町有財産管理委員会条例第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めたく提案させていただいた次第であります。

どうか慎重なご審議をいただきまして、ご同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

同意第5号のご説明を申し上げます。

誤植がございまして、差しかえをさせていただきました。申しわけございません。よろしく申し上げます。

同意第5号

和東町有財産管理委員会委員の委嘱について

別紙の者を和東町有財産管理委員会委員に委嘱したいから、和東町有財産管理委員会条例第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成27年12月18日提出

和東町長 堀 忠雄

裏面でございます。

別紙、町有財産管理委員会委員一覧でございます。

住所、氏名、生年月日の順に朗読申し上げます。なお、敬称は略させていただきます。

和東町大字石寺小字初尾平18番地、吉本延年、昭和6年8月18日。

和東町大字石寺小字上出14番地、林 辰男、昭和12年7月3日。

和東町大字中小字市場4番地1、杉本則行、昭和18年1月4日。

和東町大字原山小字中尾78番地2、中井喜彦、昭和21年5月28日。

和東町大字釜塚小字畑本10番地1、岸田清一、昭和23年3月31日。

和東町大字湯船小字五の瀬225番地、藤田敏幸、昭和25年8月28日。

和東町大字柚田小字中柚田108番地2、大西峰夫、昭和30年1月27日。

以上でございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

お諮りいたします。

本案は人事案件につき、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

同意第5号 和東町有財産管理委員会委員の委嘱については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第5号 和東町有財産管理委員会委員の委嘱については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第6、発議第8号 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

7番、岡本正議員。

○7番（岡本正意君）

発議第8号についての提案理由を申し上げます。

お手元の意見書案にもありますように、全国の全ての自治体では独自の子供の医療費助成を実施し、少子化対策や子育て支援に積極的に取り組んでいます。和東町でも少しずつ充実を行い、現在は中3生まで完全無料化を実施するようになり、子育て世代に大変喜ばれているところです。

ところが、国は、このような自治体独自の施策に対し支援するどころか、逆にペナルティーを課し、足をひっぱっております。

全国町村会、全国知事会、全国市長会の3団体は、11月18日にこのペナルティー措置を廃止するよう国に要望されましたが、今回提案した意見書案はほぼその内容に沿ったものとなっております。

この間、率先して制度拡充に取り組んできた和東町の議会として、全国団体の行動にも呼応し声を上げるべきと考え、本意見書を提案するものです。

それでは、読み上げまして提案させていただきます。

発議第8号

子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃

止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定に基づき提出します。

平成27年12月18日

提出者 和東町議会議員 岡本正意

和東町議会議長 畑 武志 様

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃

止を求める意見書

地方自治体では、従来より、地域の実情に応じたさまざまな少子化対策に真剣に取り組んできたところである。特に、子供の医療については、全ての地方自治体において、子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、医療費の自己負担を補助する地方単独の医療費助成を実施している。

一方、国は、このような地方自治体による医療費助成（現物給付方式）の取り組みに対して、医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、本来、国が負担すべき国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置を講じている。

今、国を挙げて少子化に伴う人口減少問題に全力で取り組むべきときである。この減額調整措置は、少子化対策という国の大方針と逆行するものである。子供の医療にかかわるセーフティネットは、本来、国が責任を持って社会保障政策の中に位置づけ、みずから制度を構築すべきものであるにもかかわらず、こうした減額調整措置を行うことは、地方自治体による少子化対策の取り組みを阻害していると言わざるを得ない。

こうした中、国においては、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」を立ち上げ、子供の医療費の自己負担のあり方や国民健康保険の国庫負担のあり方を含め検討を行うとしているが、その取りまとめは来年夏ごろとの予定が示され、このままでは減額調整措置が現状のまま当面継続されることになる。

少子化対策は、国と地方自治体が総力を挙げて取り組むべき喫緊の課題である。国においては、これまでの地方の取り組みを評価し、まずは国民健康保険国庫負担金等

の減額調整措置を直ちに廃止するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月18日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財務大臣 麻生 太郎 様

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

京都府相楽郡和東町議会

以上です。

よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

発議第8号について、賛成討論を行います。

全国町村会等の3団体が11月18日に政府に要望を行った際に、全国町村会副会長で新潟県聖籠町の渡邊町長が、子育てにおける親の一番の不安は子供の医療に関すること、社会全体の取り組みとして国が責任を持って制度を構築していくのが本来の少子化対策であると意見を述べておられます。

地方自治体が独自で行ってきた子供の医療費助成は、本来、国が責任を持って取り組むべき施策を自治体が先駆的に実施してきた制度と言えるものであり、支援こそす

れ、ペナルティーを課すものではありません。

さらに渡邊町長は、ペナルティーという形で減額措置をされると貴重な財源を他の子育て支援策に回すことができなくなるとも述べ、政府に対し、子育てに係る安全・安心にもう少し目を向けるよう要望されております。

和東町でもペナルティー措置によって約40万円の国庫負担の減額、自己負担を強いられており、この財源があればさらなる医療費助成の拡充や他の子育て支援の充実にも生かせるのではないのでしょうか。

今、政府は地方創生をうたわれ、その最大の目的を地方の人口減少に歯どめをかけるとして、そのための施策の柱に若い世代の出会い、結婚、出産、子育ての希望をかなえることを掲げ、その方針に沿って全ての地方自治体に人口ビジョンや総合戦略の策定を急がせております。その意味からも、子どもの医療費助成制度はすぐれた施策であることは明白であり、政府は妨害ではなく、大いに推奨し、支援すべきことであるととも、意見書でも触れているように、本来、国が責任を持って社会保障政策の中に位置づけ、制度を構築すべきものであります。

以上のことから、政府が直ちに行うべきことは、全国町村会等の要望でも本意見書でも指摘しているように、これまでの地方の取り組みを評価し、国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置を廃止することであることを申し上げ、本意見書に対する賛成討論といたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第8号 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第8号 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書は否決されました。

日程第7、発議第9号 マイナンバー制度の運用中止を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

発議第9号についての提案理由を申し上げます。

マイナンバー制度の運用、利用開始に向け、この間、個人番号の通知カードが届けられておりますが、全国的には配達が大きくおくれる一方、自治体への返札も大量に発生するなど、制度開始の前提そのものが崩れている自治体がございます。

また制度が始まる前から事故や悪質な詐欺が多発・横行し、当初から懸念されてきた個人情報漏えい、流出の危険はますます大きくなっております。このような状態で制度の運用、利用を開始することは到底不可能な状況であり、無責任であります。

以上の理由から、本意見書を提案するものです。

それでは、読み上げまして提案させていただきます。

発議第9号

マイナンバー制度の運用中止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定に基づき提出します。

平成27年12月18日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 畑 武志 様

マイナンバー制度の運用中止を求める意見書

政府は、「マイナンバー」の運用・利用を来年1月から予定しているが、この間始

まった「通知カード」の配達が大幅におくれるだけでなく、不在や受け取り拒否等で本人に手渡せず、役場に返札・保管されるケースも多く発生している。

政府はあくまでも1月からの利用開始に固執しているが、「通知カード」自身が行き渡らない事態を放置したまま見切り発車することは論外であり、「マイナンバー」利用の前提そのものが崩れていると言わざるを得ない。国民一人一人の生活状況を考慮せず、厳重な管理が必要な番号通知を一律、一方的に送りつけ、未配達等の混乱は郵便局や自治体任せにする政府のやり方は到底許されない。

個人情報漏えい、流出のリスクの高さや危険性、制度を利用した悪質な詐欺等の横行は当初から指摘されてきたことであり、政府自身も100%安全ではないことを認めている。実際、制度開始以前から個人番号の漏洩・流出事故が相次ぎ、悪質な詐欺による被害も多発している。にもかかわらず、制度の運用・利用を予定どおり開始するのは余りに無責任であり、政府には国民のプライバシーを守る気がないと言わざるを得ない。

政府は社会保障等での番号利用を広げようとしているが、番号がなくても本人確認は可能であり、自治体の事務にも住民にも何ら支障はなく、「マイナンバー」の必要性そのものが問われている。大きなリスクと危険を冒してまで制度の運用、利用を開始する道理は全く存在しない。政府におかれては、少なくとも来年1月からの「マイナンバー」制度の運用、利用開始を中止し、制度の危険性を検証、再点検することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年12月18日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

総務大臣 高市 早苗 様

社会保障・税一体改革担当大臣 甘利 明 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

発議第9号について、賛成討論を行います。

まず、第1に、個人番号の通知の大幅なおくれや本人に届かず、役場への返札が多く発生しているような状況は、制度を始める前提自身が崩れている点であります。

本町のような小規模な町でさえ100件近い未通知・返札が発生するだけでなく、4件の受け取り拒否まで起きております。事務的な不備にとどまらず国民・住民の理解のない制度をこのまま開扉することは到底許されません。

第2に、個人情報の漏えいや流出、事故の危険性を格段に高めるにもかかわらず、個人情報を守る保障がない制度を開始することは無責任きわまりない点であります。

政府も地方自治体も100%安全でないと認め、実際既に事故が多発し、悪質な詐欺行為も横行しております。このような状態を放置したまま制度を開始することは国民のプライバシーを危険にさらすだけであり、到底許されません。

第3に、視覚障害者などに対する全く配慮のない対応に改善が見られず、放置されている状態は、まさに人権侵害にも値するものであり、このような状態での制度開始はあり得ない点であります。

第4に、マイナンバーが仮になくても、行政上の手続はこれまでどおり支障なくで

き、住民にとっても全く困ることがないなど、制度自身の必要性そのものが問われている点であります。

以上のことから、マイナンバー制度の運用・利用は中止すべきであることを申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第9号 マイナンバー制度の運用中止を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第9号 マイナンバー制度の運用中止を求める意見書は、否決されました。

日程第8、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

平成27年第4回和東町定例会議が閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

まずをもって、本定例議会で提案させていただきました案件につきまして、全議案含めて議決、また同意等をいただきましてありがとうございます。

この議会を通じまして、議員の皆さん方からは、多岐にわたりましていろいろなご意見をいただきました。こういうような意見を真摯に受けとめながら、今後の和東町のまちづくりに生かさせていただきたいと、このように思っているところであります。

どうか今後とも引き続きまして、まちづくりに一層のご支援、ご協力を賜りますことを切にお願い申し上げます。

これから年末を迎えるわけでございます。非常に寒さも厳しいということも聞いております。どうぞ、お体には十分気をつけていただいて、そして、新しい年を迎えられますことをご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

これをもちまして、平成27年和東町議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時46分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

和東町議会議長 畑 武 志

署名者

和東町議会議員 岡 本 正 意

〃

和東町議会議員 小 西 啓